

調査報告

国際会計基準 (IAS19) の適用に関する海外調査と示唆

2011年3月



社団法人日本年金数理人会

- ✓ 本文書は社団法人日本年金数理人会（以下「本会」）の定めた文書公表規則に基づいて、平成 23 年 2 月 17 日の本会理事会において公表を許可された文書である。
- ✓ 本文書に記載された内容は本会理事会において公表を許可された時点で入手可能な情報を前提としたものであり、経済社会環境の変化や法令の改正等によってその前提が予告なしに変更されることがある。
- ✓ 本文書の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、本会は一切の責任を負わない。

はしがき

本調査報告は、国際会計基準（IFRS、主に退職給付会計基準 IAS19）の適用について、2010年9月に行った欧州4ヶ国における現地調査をもとにとりまとめたものである。

日本基準では、2000年4月以降に開始される事業年度から、当時のアメリカ基準やIAS19と類似した退職給付会計基準が適用されているが、近時、日本基準全般についてIFRSとの違いをなくしていくコンバージェンスの一環として、退職給付会計基準についてもさらなる改定プロジェクトが進行している。2008年にはEUから日本基準とIFRSが同等であるとの判断が示された。そして、2010年3月に公表された企業会計基準委員会（ASBJ）の公開草案（中長期プロジェクト・ステップ1）では、我々年金数理人の業務と関係の深い退職給付債務の計算方法についてIAS19との差異を概ね解消する内容を含む案が示された。現在のところ2011年3月末までに結論が出される予定となっている。

一方で、IFRSのアドプションについては、2009年6月に公表された企業会計審議会の意見書（中間報告）では、できるだけ早期に任意適用を認めることが適当とされ、強制適用の判断の時期については、とりあえず2012年を目途とすることが考えられるとされた。これに沿う形で、2009年12月に連結財務諸表規則などが改正され、2010年3月決算から一定の条件を満たす企業について連結決算へのIFRSの任意適用が始まった。

こうした動きを踏まえ、日本年金数理人会では2009年12月の理事会において、すでにIFRSを導入している欧州諸国での現地調査を行う方針が承認され、本委員会において検討を開始した。

委員の中から、堀田晃裕、本部崇仁、豊留健、北野昌志、小川貴史の5名から参加の申し出があったので、私を含めて6名で調査を進めることとした。これをIFRS適用海外調査チームとし、2010年4月から具体的な検討を開始した。本部崇仁さんにチーム長を務めていただいた。メンバー全員には、業務多忙な中、極めて熱心にそれぞれの持ち味を発揮していただくことができた。

本委員会には、他に、日本基準チーム（チーム長：日下部健一）と国際基準チーム（チーム長：堀田晃裕）を置いている。日本基準チームは、日本基準の改定をフォローし、現在、日本基準の改定に対応して本会の数理実務基準の全文を見直す作業を進めている。国際基準チームは、IFRS（主にIAS19）の改定をフォローしている。両チームの活動が今回の調査の支えとなったが、今後はこの調査結果が両チームの活動に活かされることが期待される。

訪問先の選定にあたっては、まず、給付建て制度（DB）という観点で主要国であるという前提のもと、実際に会っていただける可能性をあたる中で、イギリス、ドイツ、オランダ、スイスの4ヶ国を選んだ。訪問先のセットにあたっては、次の方々に大変お世話になった。ご好意に対し、ここに名（敬称略）を記して感謝申し上げる。

Gary R. Hibbard	IAA 年金委員会 委員長
Alfred E. Gohdes	IAA 年金委員会 会計基準サブ委員会 委員長
小澤 元秀	元 ASBJ 退職給付専門委員会 委員
松原 良	本会 正会員
堀田 晃裕	本委員会 委員
福原 琢磨	本委員会 委員
三輪 登信	本委員会 委員
那須川 進一	本委員会 委員

※ IAA : International Actuarial Association 国際アクチュアリー会

訪問先は次のような点で多様性があることに加え、それぞれの国におけるリーダー的な立場の方々からお話を聞くことができたので、効率的に情報を得ることができたのではないかと思います。

- ・ 監査法人、数理コンサルティング会社、財務報告書作成者という3つの立場
- ・ EU：イギリス、ドイツ、オランダはEU、スイスはEU外
- ・ 通貨：イギリスはポンド、ドイツとオランダはユーロ、スイスはフラン
- ・ 年金制度：イギリスは信託方式、その他の国は基金（法人）方式、ただし、ドイツはブックリザーブなど他の方式も多い。給付設計、財政基準は各国各様。
- ・ 会計基準：イギリスは自国基準とIAS19との違いが小さい、その他の国ではそれぞれ違いがある。

調査は、あらかじめ用意した質問事項をベースとしつつ、インタビュー形式であることを活かして、会話を進める中でその背景にある考え方などを含めて実態を把握するように努めた。インタビューに応じていただいた方々には、貴重な時間を割いていただいたことに感謝申し上げます。

調査はインタビューをもとにしたものであるから、必ずしも統計的な事実を反映しているとは限らないし、我々聞き手に勘違いの可能性もある。なるべくそういった問題がないように、渡航中及び帰国後に調査メンバー間で情報交換をしてとりまとめを行った。

この調査報告が、本会の会員はもとより、退職給付会計に関心のある多くの方々の参考になることを願うものである。

2011年3月

社団法人日本年金数理人会
退職給付会計基準委員会
委員長 藤井 康行

調査メンバー

区分	氏名	所属
委員長	藤井 康行	住友信託銀行株式会社
チーム長	本部 崇仁	ラッセル・インベストメント株式会社
	堀田 晃裕	有限責任監査法人トーマツ
	豊留 健	日本生命保険相互会社
	北野 昌志	住友信託銀行株式会社
	小川 貴史	みずほ信託銀行株式会社



後列左から、堀田晃裕、豊留健、北野昌志、小川貴史
前列左から、藤井康行、本部崇仁

目 次

I 調査手法	1
II 要約および日本への示唆	9
III 調査結果	21
1 イールドカーブの推定	23
2 割引率	26
3 インフレ率	30
4 経済的仮定（昇給率、インフレ率、割引率）の関連性	31
5 死亡率	31
6 簡便計算や近似値の使用、ロールフォワード	32
7 ハイブリッドプラン	33
8 バックローディング	33
9 IFRIC14 の取扱い	34
10 ローカル GAAP	34
11 IFRS 適用時のトピック	35
12 IAS19 のアクチュアリー業務に関する数理実務基準	36
13 退職給付会計関連業務に関するアクチュアリーとの関与	36
14 退職給付会計業務に関するその他の関心事	37
IV 付録：国ごとのまとめ	41
● イギリス	43
● ドイツ	55
● オランダ	68
● スイス	81

I 調査手法

1 調査時期

2010年9月6日～2010年9月14日

2 調査メンバー

訪問先の地理等を勘案して二つの班に分かれて調査を実施した。

A班（イギリス、ドイツ、オランダ）

藤井康行（住友信託銀行）

堀田晃裕（トーマツ）

北野昌志（住友信託銀行）

B班（イギリス、ドイツ、スイス）

本部崇仁（ラッセル・インベストメント）

豊留 健（日本生命保険）

小川貴史（みずほ信託銀行）

3 調査先

調査先は、次のとおり。

	数理コンサルティング 会社（5社）	監査法人（12社）	事業法人（2社）
イギリス （9社）	Hewitt Associates Mercer Towers Watson	Deloitte Ernst & Young KPMG PricewaterhouseCoopers	BP Unilever
ドイツ （5社）	Hewitt Associates Towers Watson	Deloitte Ernst & Young KPMG	—
オランダ （3社）	—	Deloitte Ernst & Young KPMG	—
スイス （2社）	—	Ernst & Young KPMG	—

4 面談者

面談者は、次のとおり。(敬称略)

	会社名	面談者
イギリス	BP	Angus Bantock, Gary Hibbard
	Deloitte	Richard Bradshaw, David Robbins, 柴田 伸一
	Ernst & Young	Heather Buttle, Nancy Stockmeyer, Lawrence Wong
	Hewitt Associates	Martin Lowes, Kirsten Miller, Simon Robinson
	KPMG	Alex Burton, Lynn Percy
	Mercer	Warren Singer, Brian D Waite
	PricewaterhouseCoopers	Tony de Bell, Richard Davis
	Towers Watson	Mark O'Brien, Christine Farmer
	Unilever	Noel Mulvihill
ドイツ	Deloitte	Hartmut Moormann
	Ernst & Young	Lars Hesemann
	Hewitt Associates	Philopp Derr, Rainer Goidbach, Dieter Oppermann
	KPMG	Susanne Jungblut, Karsten Knauf
	Towers Watson	Alfred E. Gohdes
オランダ	Deloitte	Gerben Huijsman, 安田 寛哉
	Ernst & Young	Casim Snoeks, Jeroen Vernooij, 池内 清伸
	KPMG	Kees Bergwerff, Alexander C. van Stee
スイス	Ernst & Young	Elisa Alfieri, Thomas Gisler, Frank Meisinger
	KPMG	Susanne Haas

5 調査内容

周辺事項や関連事項も含めて幅広く調査を実施。また、インタビュー形式であることを活かし、会話を進める中でその背景にある考え方などを含めて実態を把握するように努めた。

〔質問内容〕

No.	質問票
1	DBO 計算や、DB の会計処理に関してローカル基準と IAS19 基準に著しい差はあるか？
2	ローカル基準と比較して債務測定における多様性は増したか？増したならば、どのような点で多様性が増したか？
3	2005 年の IFRS 適用時の苦労や課題など導入時の話を聞かせて欲しい
4	割引率は期間別イールドをそのまま適用しているか、給付額で加重平均した単一利率を適用しているかどちらが多いか？
5	加重平均した単一割引率の計算方法を教えて欲しい
6	期間別イールドに基づく割引率を DBO 計算に採用している企業の割引率に関する開示はどのようにになっているか？
7	イールドカーブは、誰が作成しているのか？
8	イールドカーブは、どのように調整しているのか？
9	イールドカーブを購入する場合の費用を教えて欲しい
10	複数の制度が存在する場合にどのように割引率を設定しているのか
11	期間別イールドに基づく割引率を採用している場合、利息費用はどのように算出しているか？
12	割引率決定プロセスにおけるアクチュアリー役を教えてください
13	経済変数の前提（昇給率、インフレ、割引率等）における関連性をどのように取扱っているか？
14	死亡率としてどのようなものを通常 DBO 計算に使用しているか？
15	死亡率に将来の改善の見込みを DBO 計算に織り込んでいるか？
16	IAS19 の第 51 項（退職給付債務等の簡便計算などの近似値の利用）の具体的な適用例を教えてください
17	IAS19 の第 56 項、第 57 項に関連し、測定日前のデータを用いる場合、どのように重要性を考慮しているか？
18	IAS19 の第 56 項、第 57 項に関連しデータ基準日から測定日までの転がし評価において、どのようなアクチュアリアルな補正方法を用いているか教えて欲しい
19	転がし評価をする場合、イールドカーブは期末日のものに置き換えているか？
20	IAS19 の第 67 項の給付のバックローディングの重要性に関するアクチュアリーの判定基準は何か？
21	バックローディングを補整する定額法の適用割合はどのくらいか？
22	IFRIC14 を適用する上で何か問題や疑問点はあるか（アセットシーリングや最低積立基準）？
23	ハイブリッド制度のアクチュアリーの債務評価方法の現状について教えて欲しい
24	アクチュアリーがナラティブ・ディスクリプションに関与することはあるのか？
25	顧客（事業体）の方針とアクチュアリーの意見が一致しない場合どのように対応するか？
26	IAS19 やローカル GAAP に対する退職給付会計の数理に関する実務ガイドライン等は存在するか？
27	数理に関する実務ガイドライン等は強制的なのか、任意的なのか、推奨的なのか？
28	退職給付会計業務の主力プロバイダーは、アクチュアリーサービス会社か、それとも他の法人か、個人事業主なのか？
29	退職給付会計に関するアクチュアリーサービス業務に従事するフル・アクチュアリーの人数を教えてください
30	退職給付会計に関するアクチュアリーサービス業務に関する顧客数は何社か？
31	1 レポートあたり（顧客 1 社あたり）何人のアクチュアリーが署名するか？
32	退職給付会計に関するアクチュアリーサービス業務の 1 レポートあたり（顧客 1 社あたり）の平均的な報酬額はいくらか？
33	一時期に作業が集中する可能性があるが、どのように処理（作業を分散）しているのか？
34	退職給付会計関連業務で訴訟になったケースはあるのか？どのような場合か？
35	法人に所属するアクチュアリーは、個人で損害賠償責任を負う可能性はあるか？
36	DBO 計算にアクチュアリーが関与しないことはあるのか？もしそうであれば、DBO 計算にアクチュアリーが関与しない具体例を教えてください
37	連結決算に関連し、（海外）子会社の退職給付会計について、担当アクチュアリーの役割は何か？
38	連結決算に関連し、（海外）子会社の退職給付会計について、本国アクチュアリーの役割は何か？
39	アクチュアリーが退職給付会計関連業務の監査に関わらないことはあるのか？関わらない場合どのような場合、アクチュアリーが退職給付会計関連業務の監査に係らないのか？
40	監査するアクチュアリーは、どのような観点で監査しているのか？
41	年金運営に関して企業経営はどのように関与しているのか？形式的な面、実質的な面で差があれば教えて欲しい
42	退職給付会計関連業務に関してアクチュアリーはクライアントの期待に十分に込んでいると思うか？
43	退職給付会計関連業務に関して、今後アクチュアリーに求めるものは何か？
44	現在主力の数理計算上差異の認識方法は何か？（遅延認識（コリゲアプローチ）か、P & L 即時認識か、OCI か）
45	現在までのところ投資家は、当期利益と包括利益（もしくはその他の勘定科目）どちらを重視していると思うか？
46	その他包括利益は、配当政策に考慮されているか？
47	退職給付会計処理から発生するその他包括利益は配当政策に考慮されているか？
48	投資家は退職給付会計関連数値をどのように企業分析に使っていると思うか？
49	IAS19 の改定を受けて投資家の視点は変わると思うか？
50	IAS19 の改定に係る公開草案のどこが最も重要なポイントと考えるか？参考までに我々のコメントレターを添付する

6 調査方法

質問票を事前に送付した。

〔質問票〕

<p style="text-align: center;">Questionnaire</p> <p style="text-align: right;">September 2010, JSCPA</p> <p style="text-align: center;">Research Team on IFRS Adoption in Major Countries of Accounting Standards Committee of the Japanese Society of Certified Pension Actuaries</p> <ol style="list-style-type: none">1. Are there any significant differences between IAS 19 and the local GAAP regarding DBO measurement, DB accounting approaches?2. Has the diversity in measuring DBO grown compared with the local GAAP? If yes, in what points?3. Please tell us about anything interesting that occurred when IAS 19 was introduced to EU in 2005, such as difficulties and challenges.4. Which is a dominant way for discounting DBO, using yield curve directly or a single weighted-average rate?5. How do you calculate a single weighted-average discount rate?6. How are discount rates disclosed when yield curve is directly used for DBO measurement?7. Who prepares yield curves?8. How are yield curves developed?9. How much does it cost to purchase yield curves?10. How are discount rates set for pension plans when the entity has two or more plans?11. When yield curve is directly applied, how is interest cost calculated?12. What is the role of actuaries in the process of deciding discount rates?13. How do you deal with the relationships among financial assumptions (salary increase, inflation and discount rate)?14. What kinds of mortality table are usually adopted (with adjustment?) for DBO measurement?15. Are expected future improvements of mortality rates reflected in DBO measurement?16. Please tell us the examples of short-cut and approximation (para 51/IAS 19).17. How do you consider about materiality when using data before the end of the reporting period (para 56,57/IAS 19)?18. What kinds of actuarial technique are often used for roll forwarding the valuation to the end of the reporting period (para 56,57/IAS 19)?19. When roll forwarding, is the yield curve replaced by the one that is marked to the market at the end of the reporting period?20. What is the actual criterion for judging the materiality of back loading (para67/IAS 19)?21. To what extent is the straight-line basis attribution used for covering the back loading?22. Are there any problems with IFRIC 14 (Asset Ceiling, Minimum Funding Requirement)?23. Please tell us actual actuarial methods for DBO measurement of hybrid plans.24. Are there any cases where actuaries get involved in narrative descriptions?25. How do you deal with the situation where the entity's policy is different from the actuary's view? <p style="text-align: right;">1</p>

Questionnaire

September 2010, JSCPA

26. Are there practical standards, guidelines or notes for actuarial works on DB accounting for IAS 19 (or for the local GAAP)?
27. Are they (standards, guidelines, notes) compulsory, optional or educational?
28. Are actuarial services for DB accounting provided mainly by actuarial firms? Or by other kinds of firm or self-employed actuaries?
29. How many full actuaries does your firm have for DB accounting business?
30. How many clients does your firm have for DB accounting business?
31. How many actuaries write signature to one actuarial report for DB accounting?
32. What is the average fee for one actuarial report for DB accounting?
33. How does your firm manage the busy season for DB accounting actuarial works?
34. Are there any cases in which actuaries or actuarial firms were accused in DB accounting business?
35. Is there any possibility that actuaries should compensate personally for damages in DB accounting work?

36. Are there any cases where actuaries do not get involved in measuring DBO? If yes, please tell us the case.
37. What is the role of actuaries who appointed by (foreign) subsidiaries for the purpose of consolidated accounting?
38. What is the role of actuaries who appointed by the HQ for the purpose of consolidated accounting?
39. Are there any cases where actuaries do not get involved in auditing the DB accounting? If yes, please tell us the case.
40. From what viewpoints do actuaries audit DB accounting?

41. How does corporate management get involved in pension management in respect of formality and reality?
42. Do you think that actuaries meet their client's expectations?
43. What are actuaries expected to do?

44. What is currently the dominant method for recognizing actuarial gains and losses, deferred (corridor approach), P&L immediate or OCI?
45. Which do you think investors have so far attached importance to, net income or comprehensive income (or other accounting items)?
46. Is OCI taken into account for a dividend policy?
47. Is OCI that arises from DB accounting taken into account for a dividend policy?
48. In what way do you think investors are using the information on DB accounting in making corporate analysis?
49. Do you think investors will change their perspectives following the amendments to IAS 19?

50. What do you think the vital points in the Exposure Draft for the amendments to IAS 19? For your information, our comment letter to IASB about the ED is attached.

II 要約および日本への示唆

日本において国際会計基準（IAS19）を適用するにあたり、現在の日本の退職給付会計の実務と照らして関心が高いと思われる事項について要約し、合わせて調査結果を踏まえた日本への示唆を述べる。

1 割引率の基となる利率について

IAS19の第78項では、割引率について、「DBO[※]を計算するために使用する割引率は、期末の優良社債の市場利回りを参照して設定する。そのような社債について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回りを使用する。」とされている。このため、参照する市場利率を優良社債とするべきか、国債とするべきかという問題がある。

訪問した全ての国において、割引率は、優良社債の市場利回りが参照されているとのことであった。訪問した国々の年金制度は一般的に終身年金であり、給付支払いまでの長い期間に相当する社債利回りを推定することは、国債と比べて困難度が高いと考えられる。それにもかかわらず、何らかの方法で優良社債の利回りが推定され割引率に用いられている。

また、訪問した国々の内で、スイス（フラン）については日本より社債市場が小さいと考えられるが、優良社債の市場利回りが参照されているとのことであった。スイスでは、優良社債のイールドカーブを推定するにあたって、国債のイールドカーブに優良社債の対国債スプレッド（以下、「社債スプレッド」という）を上乗せするなどの方法がとられている。

これらのことから、欧州の先進国においては、割引率が優良社債の利回りを参照して設定されることは当然の前提であって、優良社債のイールドカーブを推定するために実務上の様々な工夫が図られていることが分かった。日本における実務としても参考になろう。

※ DBOは、IAS19で用いられる Defined Benefit Obligation の省略として一般に通用しているものである。DBOは、日本基準の退職給付債務、及び、US-GAAPのPBO（Projected Benefit Obligation）に相当する。

2 イールドカーブの推定

訪問した全ての国において、IAS19 で用いるイールドカーブは、数理コンサルティング会社が推定したものが使用されているとのことであった。誰が推定しても同一のイールドカーブになるのであれば、誰かが推定したイールドカーブを共通に利用すれば足りる。しかし、実際には DBO の測定に相応しい優良社債のイールドカーブを推定することは、そう単純ではない。推定に使用するデータの選定から始まり、イールドカーブの推定モデル、そして補間方法に至るまで検討する範囲は広い。

例えば、今回訪問した先の幾つかでは、2008 年の金融危機においてデータのユニバースを作成する方法に様々な工夫（例えば、社債スプレッドが大きく跳ね上がった金融セクターを除外する、格付け更新の遅れを反映するため参照データの収集タイミングを工夫する等）が行われたとのことであった。

経済はグローバル化し、影響は瞬時に伝播する。ある国や地域で発生した危機が、地理的に離れた国や地域の金融市場に大きな影響を与えることは、これまで我々が見てきたところである。2008 年の金融危機は、日本の優良社債市場への影響があまり大きくなかったと言われる。しかし、1997 年から 1998 年（アジア通貨危機（1997 年）、日本の金融危機（1997 年）、ロシア債務危機（1998 年））にかけては、日本の優良社債の社債スプレッドも高かった。今後も、このような可能性があることを常に念頭に置かなければならないであろう。

優良社債のイールドカーブを推定する際の留意点をまとめると次のとおりである。まず、社債市場およびその周辺環境の特性を理解することである。市場特性が理解できなければ、最適なユニバースを選定することは難しい。次に、合理的なイールドカーブの推定モデルや補間方法を検討することである。その際、作業効率、選択した方法による DBO への影響など、様々なファクターを考慮する。そして最後に、一度採用したアプローチに固執せず、環境変化にあわせてそれを検証し、本来の目的に適うよう必要に応じて変更を加えていくことである。

〔参考〕優良社債のイールドカーブについて

一般に、債券のイールドカーブを推定するためには、次のような点に留意する必要がある。

- ① 債券は相対取引の割合が高く、具体的な取引結果がすべて公開されているわけではないこと
- ② 取引が活発ではない債券もあること
- ③ 取引が活発ではない場合や市場が混乱している場合、公開されているビッド・アスクの情報だけでは取引可能な債券価格を推定することが困難なこと

これに加えて、社債については次のような点の留意が必要であろう。

- ④ 残存期間の長い社債の流通量は国債に比べて多くないため、外分補間によって推定する割合が大きくなること
- ⑤ 格付け機関のレーティング変更の遅れにより、本来含まれるべきではない銘柄がユニバースに残ってしまうこと

優良社債のイールドカーブは、このような制約条件の下で推定されていることに留意するべきであろう。

特に、金融危機など経済が混乱している時の社債スプレッドについては、十分に注意する必要がある。

欧州の社債市場では、2008年の金融危機において金融機関の信用リスクが高まり、金融機関の社債スプレッドが大きく拡大した。また、需給の悪化による短期的な流動性プレミアムの変化の影響も小さくなかったと言われる。多くの投資家が一斉にリスク回避的になったことや、流動性枯渇などを懸念した投売りなど、短期的な需給関係によって社債スプレッドが大きく拡大したのである。格付け機関による格付け見直しは、実態に対して遅れる可能性があるが、2008年12月の決算時においては、この点が特に注目された。

3 割引率の設定方法

割引率の設定方法の選択は、様々な要素が影響する。すなわち、イールドカーブの形状（フラットか、スティープか）、および安定性（時系列における形状の変化が大きいのか）などのイールドカーブの状況や、利便性（給付支払いの時期の見積り負荷、ロールフォワード（転がし計算）との相性など）、そして資産運用戦略との適合性など様々な要素が加味される。

訪問した国々では、現在までのところイールドピックアップ法が相当程度採用されているとのことであった。この方法は、イールドカーブの形状変化を反映しないが、これまで欧州のイールドカーブが比較的フラットで、割引率の設定方法の違いによる影響が軽微だったこともあり、実務的な簡便性も考慮され、多く採用されてきたようである。

しかし、経済環境が変化し、イールドカーブの形状変化を反映できない方法から、反映できる方法へと移行する傾向があるとのことであった。また、訪問国の一部では、サンプルキャッシュフロー法の紹介があった。この方法によって、イールドカーブの形状変化の反映と利便性の両立に成功しているようである。

ちなみに、サンプルキャッシュフロー法では、サンプルとなるキャッシュフローを選び出す必要があるが、これらの国々では、ほとんどの制度が終身年金であることや給付算定式がストレートであること等、給付設計に類似点が多いので、キャッシュフロー特性を比較的少ない種類のパラメーターで分類することが可能であろうと思われる。一方、翻って日本の制度で考えた場合、退職時に一時金として支給される退職一時金制度が広く普及していることや、年金給付を脱退一時金や選択一時金として受取ることができる仕組みがあること、さらに、給付算定式が制度ごとに異なる曲線であったり不連続に変化するものであったりすることが多く、退職率の影響が大きいことなどから、将来キャッシュフローの分類が容易ではないため、同様の方法を採用することは、相当困難であろうと思われる。

しかしながら、合理性の向上と利便性の両立が図れるサンプルキャッシュフローを用いるアプローチが利用されている事実や、環境変化に対応するようにアプローチを見直していく姿勢は、参考にすべき点であろう。数理的なアプローチの発展と、会計における継続性との関係は明示的ではないが、このような姿勢は、同一のアプローチを頑なに使い続けるだけでなく、本来の考え方を果たすためによりよい方法を考え続けることや、環境変化にあわせて適用するアプローチを変更することの重要性を示すものと言えるのではなかろうか。

また、割引率の設定方法は、資産運用戦略とも無関係ではない。特に、資産運用戦略として資産と負債の相関を高める戦略を採用する場合には重要となろう。このような戦略を採用して

いる場合には、金利の変化に伴う DBO の変化を資産運用が容易に追従できる条件をできるだけ整えることが求められよう。例えば、給付と債券運用からのキャッシュフローを相殺させる戦略（キャッシュフローマッチング戦略）をとる場合などでは、イールドカーブをできるだけ DBO の評価に反映させることの重要性が高いのではなかろうか。

4 割引率決定プロセスにおけるアクチュアリーの役割

周知のとおり、割引率を決定するのは企業（財務報告書作成者）であり、アクチュアリーではない。しかし、訪問した国々では、割引率決定プロセス全般にわたり様々な形でアクチュアリーが関与している。例えば、イールドカーブの推定に用いるデータユニバースの選定についてもアクチュアリーが関与している。また、顧客とのコミュニケーションも重視されている。

訪問した国々におけるアクチュアリーの役割をまとめると、およそ次の四つが挙げられる。一つ目は、合理的と考えられる割引率を提示することである。二つ目は、提示した割引率の算定プロセスとその根拠を説明することである。三つ目は、最終的に割引率が決定されるまで顧客をガイドすることである。単に情報を提供するだけでなく、理解してもらえているかが重要になる。コミュニケーションの対象は、必要な場合、顧客だけでなく監査人等の関係者にも広がる。四つ目は、環境変化により何らかの見直しが必要な場合には、その見直し案を示すことである。環境変化には、経済環境が大きく変化した場合や、人員構成の大幅な変化、制度変更等でキャッシュフローの見込みが大きく変化した場合などが考えられる。

なお、実際には、アクチュアリーが提示した割引率が受け入れられないことはほとんどないとのことであった。また、小規模企業を中心に、割引率の決定は、形式的にはアクチュアリーのアドバイスに顧客が同意するという形ではあるが、実際にはアクチュアリー任せになっているようである。

5 死亡率

訪問した国々では、終身年金が主流であり、死亡率の影響を大きく受ける。これまで死亡率が継続的に低下しており、今後もその傾向が続くと予想されていることから、死亡率に対する関心が非常に高い。DBO の計算に当たっては、世代別の死亡率を用いて将来の死亡率の低下を織り込むことが行われている。

日本では、多くの退職給付制度が、一時金制度、有期年金制度、保証期間付終身年金制度であり、死亡率変化の影響をあまり大きく受けない。そのため、死亡率は重要な前提とは考えられておらず、将来の死亡率の低下を計算に織込むことは一般的ではない。しかし、日本においても、死亡率変動の影響が大きい給付設計では、欧州と同様に将来の死亡率低下の見込みなどを合理的に織込むことについて、さらに検討する余地があるかもしれない。

訪問した国々でも、影響が大きい計算の前提については細かな対応は実務上行われていないようである。例えば、終身年金給付が中心であることや給付算定式がストレートであることが多いため、退職率の違いによる DBO への影響はそれ程大きくない。このため、企業の規模にかかわらず、全年齢一律の退職率やモデル退職率を使用することが、一般的に行われているとの回答が多くあった。この点は、日本では退職率の影響が小さくない制度が多く、そのために制度ごとに退職の実態に基づく退職率を作成して用いる実務が定着していることと対照的な印象を受けた。

6 期末の DBO の測定方法

訪問した国々では、期末時点のデータを直接使って DBO を計算する方法は一般的ではないとのことであった。一般的に採用されている方法は、期末より前のデータを用いて DBO を計算し、それをロールフォワード（転がし計算）によって期末時点までの期間補正を行い、さらに、期末の割引率を反映するために金利感応度分析に基づくアジャストメント（補正）を加える方法である。

ロールフォワードの基本的な考え方については国別で違いはないが、具体的な実務では違いがみられる。一番大きな違いは、どの程度古いデータを起点にロールフォワードを行うかという点である。一般的にロールフォワードの起点日は、既存の財政運営や税制上の実務の影響を受けるようである。訪問した国々では、それぞれの既存の実務の違いに沿って、会計上の取扱いは様々であることが分かった。

イギリスでは、財政運営基準として、3年ごとにフルバリュエーションを行い、毎年の財政検証はロールフォワードを用いることが認められているため、会計上の DBO のロールフォワードの起点日も最大3年前になることが多い。また、ドイツでは、3ヶ月前のデータを使うことが税制上認められているため、ロールフォワードの起点日は3ヶ月前になることが一般的である。

人員構成の変化等をどの程度ロールフォワードに反映させるかについては、国別や制度別に微妙な違いがあるように感じられた。これは、集団の規模や安定度等を勘案しながら柔軟にロールフォワードを考えていることの表れであろう。

割引率の変化を反映させるためのアジャストメントは、いずれの国においても、DBOの金利感応度分析を利用している。

日本において、期末のDBOを測定する方法として、実務上の効率性と影響等を勘案しながら、1年前程度のデータで測定したDBOをロールフォワードし、それに割引率の変化の影響を反映するためのアジャストメントを行うことが多くある。これと基本的に同様の方法が、今回の訪問国のIAS19の実務においても採用されていることが確認された。

7 退職給付会計における数理実務基準等のあり方

IFRSの公式な解釈は、IFRICによって行われる。そのため、訪問したいずれの国においてもIAS19に対する義務的な数理実務基準は存在しない。しかし、一方で数理実務者向けのガイドラインとして次のようなものが存在している。日本における数理実務基準のあり方を考える上で参考になろう。

- ① イギリス：IAS19と近似しているローカルGAAPに対する数理実務のガイダンスを準用する。
- ② ドイツ：アクチュアリー会が、その会員を対象とした義務的ではないガイドラインを作成する。明確で合理的な理由がない限りは従う必要があるとして、事実上は相当程度義務的である。
- ③ スイス：公認会計士・税理士協会が設けた作業部会（アクチュアリーも参画）が、実務例や示唆を取りまとめ、権威ある雑誌等に発表する。それがデファクトスタンダードとして機能する。ただし、基準全てをカバーするものではない。

8 DBO 評価、給付の期間帰属

日本では判断が難しいと感じやすいバックローディングの判定については、訪問した国々では一般的に給付算定式がストレートであるため、そもそも問題となるような制度がほとんど見

当たらない、と考えられている。

イギリス以外の国々では、IAS19のDBOの評価方法が自国の制度に適合していないと考えられている場合が多いが、それでも各国の事情に応じた実務は行われている。このようなことは、日本における実務としても参考になろう。

例えば、累積型の給付設計の制度における給付の期間帰属については、一様にストレートライン法が利用されている。IAS19にはそのような制度を想定した記述はないと考えられているという点では共通しているが、ストレートライン法が利用されている根拠については、訪問国や面談者によってトーンが若干異なる回答があった。一つの根拠としては、累積型の制度は、式の変形によって平均給与比例型とみなせるため、平均給与比例型と同様の結果になるようにDBOを評価すべきであるというものであり、もう一つは、バックローディングであるからと言うものである。なお、ストレートライン法を利用することで結果としてIAS19におけるバックローディングへの対応が出来ていると理解することもできよう。

また、ドイツでは、独特なDCプラン（DC残高を持ちつつ、定年退職の場合には元本保証がある制度）のDBOを、IAS19に記されていない独特の方法で評価している。すなわち、制度資産額と保証部分のDBOのいずれか大きい方の額をDBOとしている。現在のIAS19では、純粋なDCではない制度はDBとして取扱うとされているので、この制度は、会計上はDBに分類されている。しかし、IAS19には、このような制度にあてはまるようなDBOの評価方法が記載されていないので、「否定する要素が見当たらない」ということで、独自の考え方でDBOを評価しているのである。

9 IFRIC14の取扱い

訪問した国々では、ドイツを除いて現行のIFRIC14には不完全、または不明瞭な部分があると考えられていることが分かった。ドイツでは最低積立要件に該当するものはないと解釈されている。一方でイギリスでは、実務的には特に不都合を感じていないことが分かった。

日本でも、IFRIC14を日本の制度に適用しようとする、「最低積立要件は、何に当たるのか」、「そもそも最低積立要件に該当するものはないのではないか」、「判断に迷う不明瞭な点がある」といった様々な指摘があるが、他国でも類似の問題があることが分かった。

10 退職給付会計業務に携わるアクチュアリー

退職給付会計業務に携わるアクチュアリーは、どのような点に気をつけていかなければならないだろうか。インタビューを終えて、改めていくつか考えてみたい。

まず、会計基準に照らしてDBO等を適正に計算し、報告することである。これはある意味最低条件である。

その上で、数値の計算過程、数値の意味、そして数値の特性などについて説明することが求められよう。退職給付会計の関連数値は、財務報告書上の重要な数値であることが多い。報告数値の意味を顧客に正しく理解してもらうために、アクチュアリーは、様々な手段を検討していかなければならない。文書による報告も重要だが、相対のコミュニケーションも有効な手段となる。そして、顧客が何らかの意思決定をする必要な場合には、その意思決定をしっかりと補佐していくことが重要である。

また、開示情報の作成などに関してもサポートが求められよう。退職給付会計の定性的な開示情報は今後さらに拡充される見込みであり、現在以上に専門家のサポートが求められるようになるだろう。開示情報は、財務報告書上の数値の理解を助けるものであり、投資家等に企業の退職給付制度を正しく理解してもらうための重要なIR（Investor Relations）ツールである。退職給付会計情報が、企業評価に正しく反映されるためにも、開示情報は、専門家の適切な助言や補助の下に作成されることが理想的である。そしてアクチュアリー自身も、そのことを意識して期待に応えていくべきであろう。

Ⅲ 調査結果

1 イールドカーブの推定

社債か、国債か

IAS19では、割引率について、「DBOを計算するために使用する割引率は、期末優良社債の市場利回りを参照して設定する。そのような社債について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回りを使用する。」とされている。

訪問した各国では、国債の市場利回りではなく、社債の利回りを参照して割引率を設定していることが分かった。ただし、イールドカーブの推定方法としては、社債のデータから直接推定する方法と、国債のイールドカーブに社債スプレッドを反映して推定する方法の2つがある。

国別では、イギリスでは、社債のデータから直接イールドカーブを推定する方法が一般的であり、国債のイールドカーブに社債スプレッドを反映して推定する方法については必要に応じて補助的に用いられているようである。ドイツとスイスでは、国債のイールドカーブをもとに社債スプレッドを反映して推定する方法が一般的とのことであった。

イールドカーブの推定方法

インタビューの結果を総合すると、社債マーケットのデータを用いてイールドカーブを推定する方法は、概ね次のようになる。

まず、社債マーケットのデータソースであるが、一般的には、民間機関のデータソース(iBoxx (Markit社の債券インデックス)、Bloomberg等)を使用する。

使用するデータの範囲(ユニバース)については、「ビッド(買値)、アスク(売値)の違い」、「オプション付債券を含めるか」、「流動性を考慮して発行額による制約を設けるか」、といったような点も考慮し、具体的な範囲を決定する。ただし、ユニバースに含まれるデータであっても外れ値は除外するのが一般的である。なお、IAS19の社債の対象であるhigh quality corporate bond(優良社債)はAA格のものと考えられている。

また、イギリスでは、社債の他に、参考指標として、金利スワップ、インデックス・リンク債を参照することもある。

ユニバースを決定したあとは、経済学分野でイールドカーブを推定するための有名なモデル(※)等を用いてイールドカーブを推定するのが一般的である。モデルによっては、超長期

Ⅲ 調査結果

の期間について不自然にイールドカーブが低下してしまうことがある。そのような場合には、不自然な低下が起きないように補正を行う場合がある。

※イールドカーブを推定するためのモデルとして挙げられた回答

- Nelson-Siegel モデル
- スプライン関数を用いた方法
- スベンソン法

ちなみに、国債のイールドカーブに社債スプレッドを反映して推定するにあたって、ドイツでは国債のイールドカーブとして中央銀行が推定したもの、スイスではスイス国立銀行が推定したものをを用いているとのことであった。社債スプレッドの見積り方法の詳細については聞くことはできなかった。

今回の訪問を通じて強い印象を受けたことは、イールドカーブの推定は誰が行っても同じになるようなものではなく、判断を必要とし、場合によっては関係者（アクチュアリー、経営者、監査法人等）によるディスカッションを伴うということである。

2008年の金融危機のときの対応についてインタビューしたところ、金融危機の際には、信用格付けの信頼性の問題が大きく取り沙汰され、優良社債のユニバースから銀行セクター全体を除くべきかどうかといった点について関係者で議論が行われたとのことである。また、市場実態と格付け変更時期のタイムラグを考慮して、データを補正することもあったとのことである。そうした判断の積み重ねの結果、金融危機のときには、各数理コンサルティング会社の推定するイールドカーブの水準の差が1%程度にまで広がったとの話も聞かれた。

イールドカーブの推定者

イールドカーブは、訪問した全ての国で数理コンサルティング会社が推定し、提供するとの回答を得た。また、監査法人も監査目的のために、独自にイールドカーブを推定しているとのことであった。企業（財務報告書作成者）がアクチュアリーを直接雇用している場合は、当該アクチュアリーが強く関与しているとのことであった。

イールドカーブに関する参考資料

IAS19との類似性が高いとされているイギリスの会計基準FRS17に関して、イギリスのアクチュアリー会が作成したガイダンスノート（GN36）に下記の記載がある。なお、GN36の管理主体は、現在は、Financial Reporting Council内の組織であるBoard for Actuarial Standardsに移っている。

GN36 から分かるように、合理的な代理物 (reasonable proxy) を用いることについて FRS17 に記載がある。FRS17 には、合理的な代理物として国債に社債スプレッドを上乗せする方法が例示されている。また、FRS17 には、割引率として用いるべき優良社債が AA 格の社債を指すことが記載されている。GN36 には、下記のように合理的な代理物としてスワップなどが具体的に示されている。

なお、このような記載は IAS19 にはないので、これらを IAS19 の実務として採用する場合には解釈を伴うことになる。

GN36 4.2.2

4.2.2 FRS 17 states that if there is no liquid market in suitable bonds to determine the discount rate, then a reasonable proxy should be used (see paragraphs 32, 33 and 34). It is recognised that for many UK pension schemes, the duration of the liabilities may be longer than the duration of available AA bonds. Further, the liquidity of the corporate bond market will vary by jurisdiction and type and can be expected to vary from time to time. Where a reasonable proxy is required, it should be determined by reference to one or more of:

- ・ an extrapolation of the yields on available AA-rated corporate bonds,
- ・ the yield on interest rate swaps, and
- ・ the yield on other fixed interest or index-linked bonds.

FRS17 では、割引率を決定するために適した債券における流動性の高いマーケットが存在しない場合には、合理的な代理物を用いるべきである、とされている。多くのイギリスの年金制度では、負債の残存期間は利用可能な AA 格の債券の残存期間より長いと考えられている。さらに、社債の流動性は、法領域や社債のタイプによってさまざまであり、しかも時とともに変化するものと見込まれる。合理的な代理物が必要な場合には、次の中から一つまたは複数のものを用いるべきである。

- ・ 利用可能な AA 格の債券のイールドを外分補間したもの
- ・ 金利スワップのイールド
- ・ 他の固定金利、あるいはインデックス・リンク債のイールド

(翻訳は IFRS 適用海外調査チーム)

2 割引率

DBO 計算に用いる割引率の設定方法の分類

IAS19 では「割引率には、給付支払の見積り時期を反映させる。実務上、企業はしばしば、給付支払いの見積り時期及び金額並びに給付を支払うべき通貨を反映した単一の加重平均割引率を適用することによって、これを達成する。」(第 80 項) とされている。

DBO 計算に用いる割引率の設定方法について、インタビュー結果をまとめると、次の 5 つの方法に分類される。なお、各方法の名称は我々が便宜的に付したものである。

① インデックス法

この方法は、イールドカーブを用いることなく、退職給付制度の給付支払いの見積り時期の平均値などをもとに、優良社債等の取引実績値、あるいは債券インデックスのイールド値を割引率とする方法である。

この方法は、優良社債の市場金利の実績値等をそのまま採用するため、参照する利率の散ばり具合の影響を直接的に受ける。この方法は、一部の国で割引率設定の実務として使用されているが、現在は次②～⑤のイールドカーブを参照する方法へと推移してきている。

② イールドピックアップ法

この方法は、デュレーションに対応するイールドを代表値としてイールドカーブからピックアップして割引率とする方法である。

この方法は、イールドカーブの形状を反映しないので、イールドカーブがフラットであれば、⑤のイールドカーブ直接法と値は一致するが、そうでない場合には差異が生じる。

③ サンプルキャッシュフロー法

この方法は、サンプルのキャッシュフローを用いて割引率を設定する方法である。

具体的にはまず、デュレーション等の特性が異なる複数の制度をもとに、サンプルキャッシュフローを用意する。そして、それらのキャッシュフローに対し、④のイールドカーブ等価法を適用することで、DBO と等価となる単一の加重平均割引率を得る。そして、個々の制度の割引率は、特性の近い複数のサンプルキャッシュフローについて得られた加重平均割引率の結果について内分補間（場合によっては外分補間）等をして求める。

この方法は④や⑤の方法のように各制度の独自のキャッシュフローを具体的に予測する必要がないことから、実務的に簡便である。

一部の訪問国では、サンプルキャッシュフロー法が採用されていることが確認できた。これらの国々では、ほとんどの制度が終身年金であることや給付算定式がストレートであること等、給付設計に類似点が多く、サンプルとなるキャッシュフローを選び出す際に、キャッシュフロー特性を比較的少ない種類のパラメーターで分類することが可能であろうと思われる。一方、翻って日本の制度で考えた場合、退職時に一時金として支給される退職一時金制度が広く普及していることや、年金給付を脱退一時金や選択一時金として受取ることができるとあること、さらに、給付算定式が制度ごとに異なる曲線であったり不連続に変化するものであったりすることが多く、退職率の影響が大きいことなどから、将来キャッシュフローを分類することが容易ではないため、同様の方法を採用することは、相当困難であろうと思われる。

④ イールドカーブ等価法

この方法は、⑤のイールドカーブ直接法を用いて測定した DBO と等価となる単一割引率を求めて、それを加重平均割引率とする方法である。

この方法と⑤のイールドカーブ直接法との相違点は、単一割引率を用いることにより、期末直前のデータを用いて評価した DBO に対するロールフォワード（転がし計算）や、金利感応度分析に基づいて期末の割引率を反映させるためのアジャストメント（補正）が、比較的容易に行える点にあると言えよう。

⑤ イールドカーブ直接法

この方法は、給付支払いの見積り時期ごとにイールドカーブの各年限別のイールド値を直接用いて DBO を計算する方法である。

この方法は、5つの方法の中で最も厳密に給付支払いの見積り時期を DBO の計算に反映する方法である。実務的な負荷が最も大きな方法であると言えよう。

Ⅲ 調査結果

これらの5つの割引率の設定方法について、特徴をまとめると下表のとおりである。

	イールドカーブ	イールドカーブの形状	給付支払いの見積り時期	単一利率／複数利率
①インデックス法	用いない	反映しない	特に定まったものはない	単一利率
②イールドピックアップ法	用いる	反映しない	デュレーション	単一利率
③サンプルキャッシュフロー法	用いる	反映する	サンプルキャッシュフロー	単一利率
④イールドカーブ等価法	用いる	反映する	実際のキャッシュフロー	単一利率
⑤イールドカーブ直接法	用いる	反映する	実際のキャッシュフロー	複数利率

割引率の設定方法の選択状況とその方向性

上表の割引率の設定方法の選択状況についてインタビューした結果をまとめると、①～③の各方法は④や⑤より多く、また、④と⑤を比較すると⑤は主に大企業等に限定されているようである。一方、アクチュアリーの実務の負担は①から⑤へと向かって大きくなるため、現時点では比較的簡便な方法が主流であると言えよう。しかしながら、訪問各国において近年は、①、②から③、④および⑤の方向へと推移してきており、給付支払いの見積り時期をなるべく割引率に反映させるような方法へと変化している状況がうかがえた。

また、割引率設定方法の選択に対する関心が高まっていることも感じた。特に2008年9月に起こったリーマンショックにより経済環境が激変し、各国で社債スプレッドが拡大したことから、それ以降、数理コンサルティング会社や監査法人において、割引率の設定方法の選択が妥当かどうかについての議論が頻繁に行われるようになったとのことである。具体的には、経営者の割引率設定方法の選択について、監査法人から判断根拠を求められるケースが増えただけでなく、割引率設定に際し、アクチュアリー、企業、監査法人の3者面談が行われるケースも増えてきているとのことであった。

割引率設定方法の選択に対する関心が高まっている別の背景としては、資産運用戦略との関係もあるようである。イギリスの事業法人（財務報告書作成者）に所属するアクチュアリーから、「キャッシュフローマッチング戦略を採用する場合には、DBO計算においてイールドカーブ直接法を用いることが有効であろうが、当社ではそこまでの必要はない」という旨の発言があった。

なお、インタビューの相手によっては、かつて金利環境は低金利でフラットなイールドカーブの形状であり、結果的に割引率設定方法の違いによる影響は小さくなく、それほど重要性はなかったとの回答があった。

訪問した4ヶ国間で、割引率設定方法の選択状況に何か違いがあるかという点については、大陸の3ヶ国に比べてイギリスの実務が方法④や⑤への推移が進んでいるという印象を受けたものの、それ以外には特段大きな違いがあるようには見られなかった。

また、割引率の設定方法の継続性については、訪問した4ヶ国全てにおいて、一度選択した設定方法を継続することを直接的に意味するものではないとの考えを聞いた。これは、割引率が経済的変数の一要素であり、経済環境が大きく変化した場合には、一度選択した設定方法を継続するだけでは本来の割引率設定の目的や趣旨が貫徹できない可能性があるとの考えに基づくものであろう。このような考え方が訪問した各国の実務に浸透していることがうかがわれた。

デュレーション

デュレーションとは、給付支払いの平均見積り時期を現すものであり、同時に金利感応度を表すものでもある。デュレーションを得る方法としては、複数の利率により計算されたDBOの変化率を用いることがほとんどとのことであった。

数理コンサルティング会社と監査法人の割引率設定方法の選択についての視点の相違

割引率設定方法の選択について、数理コンサルティング会社と監査法人との間でインタビューできた内容に何か違いがあったかという点については、監査法人よりも数理コンサルティング会社の方が比較的詳しいという印象を受けた。

これは、数理コンサルティング会社は財務報告書作成者に対する助言を業務としているが、監査法人は監査の観点から割引率の妥当性を確認することを業務としているという、両者の立場の違いに起因するものであろう。

複数制度がある場合の割引率の設定

前述のとおり、IAS19第80項によれば、割引率の設定にあたっては、給付支払いの見積り時期を反映させる必要がある。このため、イールドカーブ直接法を採用しているケースを除き、複数制度がある場合には、原則として制度毎の給付支払いの見積り時期を反映するために、それぞれの制度に対して割引率を設定することが求められることになる。インタビューの結果、原則どおり、制度毎に割引率を設定しているとの回答が多かった。

Ⅲ 調査結果

なお、当然のことながら、これら割引率の設定においては、そもそもの会計基準の大原則としての重要性の観点による判断が働いている。割引率は、通貨圏ごとに設定する必要があるが、例えば、ユーロ圏内に複数事業所を設けている企業では、ユーロ圏内の主要な国の制度で採用されている割引率を加重平均して一つの割引率とする、あるいは大小の制度が存在する場合には、大きな制度で設定した割引率をそのまま小さな制度の割引率として採用する等の実務が行われている。

割引率の決定プロセスにおけるアクチュアリー役割

割引率など基礎率の決定は、財務報告書作成者が行うべきものであることは言うまでもない。しかし、訪問した全ての国では、実態として、アクチュアリーは経営者に具体的に使用する割引率の提示を行い、経営者はアクチュアリーが提示した割引率を採用し、受け入れられないことはほとんどないとのことであった。このように、アクチュアリーは退職給付会計における専門家としての地位を確立しており、経営者への情報提供、意思決定のサポートにおいて重要な役割期待を担っていると感じられた。

なお、実際の割引率決定プロセスは、アクチュアリーが関与しながら、次のように進められるようである。①（大企業の場合は複数の）数理コンサルティング会社から割引率の提示を受け、②アクチュアリーとディスカッションを行いその内容を記録に留め、③必要に応じてアクチュアリー、企業、監査法人の3者面談を行う。

割引率の開示

ほぼ全ての企業で加重平均割引率を開示している。また、この点はイールドカーブ直接法を用いている場合、あるいは制度ごとに異なる割引率を適用している場合でも同様であり、加重平均割引率を開示しているとの回答が得られた。なお、子会社等が複数ある企業では、割引率は単一レートではなく一定の幅を持ったレンジとして開示されることもある。

利息費用の計算

期首のDBOに加重平均割引率を乗じて計算しているとの回答が得られた。

3 インフレ率

IAS19の第77項では「経済的仮定（financial assumptions）は、給付義務が決済される全体の期間についての、期末時点における市場の予測に基づかなければならない。」とされている。

イギリスでは、インフレ率の見積りにあたり、物価連動国債が市場に流通しているため、これを参照して推定を行うのが一般的である。ただし、物価連動国債利回りから求められるインフレ率（ブレイクイーブンインフレ率）には、期待インフレ率以外の要因（流動性プレミアムなど）が含まれるため、実際には調整して用いられる。

一方で参照すべき適切な市場がない国、例えばドイツでは中央銀行の長期のターゲットインフレ率を参照している。なお、イギリスでは、Bank of England の長期インフレ目標は、政策的な要素が大きく、インフレの見積りとしてはふさわしくないと考えられている。

4 経済的仮定（昇給率、インフレ率、割引率）の関連性

IAS19 の第 75 項に「数理計算上の仮定がインフレーション、昇給率、制度資産に係る収益及び割引率のような要素間の経済的関係を反映する場合には、その仮定は、互いに矛盾しない」とあるように、昇給率、インフレ、割引率に相互関係があることは了解されている。特に昇給率とインフレには、 $\text{昇給率} = \text{インフレ率} + \text{マージン}$ （昇進の要素など）、の形で密接な関係があると考えられている（注：昇給率は、日本のような年齢別の昇給指数の形式ではなく、年齢によらない一定率（年率）の形で設定されることが一般的である）。

ただし、経済環境が比較的安定していることもあって、それらの関係があまり意識されていないとする意見も聞かれた。また、昇給率とインフレ率は相関があるものの、期末の市場を直接反映する割引率と、昇給率・インフレ率との間には直接的な相関はないとする意見も聞かれた。

監査の立場からは、数理計算上の仮定が全体として一貫しているかという視点と、それぞれの仮定が受け入れ可能かという視点の両方が考慮される。

5 死亡率

今回訪問した各国の退職給付は終身年金が中心であり、一時金や有期年金が大きな割合を占める日本と比べて、死亡率のあり方については重大な関心が払われている。

訪問した各国のうちイギリス、ドイツ、オランダでは標準的な死亡率が世代別に作られ、将

Ⅲ 調査結果

来の改善が織り込まれている。スイスでは現在使用されている標準的な死亡率には将来の改善が見込まれていない（DBOの計算をする上で個別に将来の改善を織込む場合はある）が、2011年から適用される標準的な死亡率は、各国と同様、将来の改善を織り込んだものとなる。

場合によっては標準的な死亡率に織り込まれている将来の改善だけでなく、さらなる改善を織り込むことがある。

各国の標準的な死亡率は、おおむね5年ごとに更新されているが、更新前の年度において年齢をずらす方法によって死亡率の調整を行うことがある。

イギリスのコーホート方式（世代間で異なる死亡率の改善率を調整する方法）では2020年までの改善を見込んでいるが、それ以降の期間についてもさらに年1%程度の改善を見込むケースがある。なお、イギリスでは地域別に異なる死亡率を使用する実務も広く行われている。

6 簡便計算や近似値の使用、ロールフォワード

期末より前にあらかじめDBO計算を行い、それを適切に調整することで期末のDBOの金額を得る手法は各国で広く行われている。

イギリスの積立基準においては、フルバリュエーションが要求されるのは3年に1度であり、それ以外の年度ではロールフォワード（転がし計算）による計算が認められている。また、ドイツの税法基準においては、計算基準日の3ヶ月前までのデータの使用が認められている。会計の目的の計算もこれらと同様の取扱いとすることが多い。補正期間内に重要な変動がなければ、ロールフォワードによる期間補正を行った後に、金利感応度分析による期末割引率へのアジャストメント（補正）などを行って、会計目的の金額を得ることが一般的に行われている。ただし、それらの変動が非常に大きなものであった場合には、再計算を行うこともある。

また、重要性が小さい場合には、掛金を費用処理するのみで、DBOなどの計算をしない場合もある。

7 ハイブリッドプラン

イギリスでは、キャッシュバランスプランはほとんどないという回答があった。なお、イギリスではキャリアアベレージプランが主流である。これは、過去の給与の再評価を行う平均給与比例制度であり、ハイブリッドプランに該当すると考えられる。

ドイツには、ハイブリッドプランとして独特な DC プラン（DC 残高を持ちつつ、定年退職の場合には元本保証がある制度）がある。IAS19 では DB に分類されると考えられるが、DBO の評価方法は示されていないと考えられている。DBO の評価にあたっては、「否定される理由が見当たらない」ということで、制度資産額と保証部分の DBO のどちらか大きい方の金額を制度の DBO としている。

オランダでは、ハイブリッドプランという用語が必ずしも一般的ではないようで、こちらの質問の意図が簡単には伝わらないケースがあった。オランダの年金制度は、ほとんどが平均給与比例制度をベースに財政状況に応じた条件付インデクセーションが行われるものであり、日本ではハイブリッドプランに分類されると考えられる。

スイスでは、法令上の要件であるいわゆる元本（クレジット）に最低保証の配当利回りを付与した額以上となるように設計・運営される累積型の年金制度が一般的であり、大半の制度がハイブリッドプランに該当すると考えられる。

累積型の制度の DBO を評価する場合には、平均給与比例の制度と等価であるとの考えから、「ストレートライン」による計算が行われている。

8 バックローディング

最終給与比例や平均給与比例（インデクセーションがあるものを含む）の制度の給付算定式の多くは、「年金額＝最終（平均）給与×勤務年数×一定率」の形をしており、バックローディングに該当する制度はないと考えられている。

なお、累積型の制度についてはすべてバックローディングとして取扱っているという意見もあった。この場合も「ストレートライン」によって DBO の計算を行っていることから、IAS19 におけるバックローディングの対応は行えているとの理解のようである。

9 IFRIC14 の取扱い

IAS19 の第 58 項では、DB 資産として計上できる金額には上限があり（アセットシーリング）、それは、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値であるとされている。これに関し、どのような場合に返還又は将来の掛金の減額を利用可能と見るべきかについて疑問が生じていることから、2007 年にその解釈基準である IFRIC14（IAS19 - DB 資産の限度、最低積立要件（Minimum Funding Requirement）、及び、それらの相互関係）が公表された。しかしながら、日本では最低積立要件の意味など IFRIC14 には不明瞭な点があるとの意見がある。このような状況を踏まえ各国での実態について聞いた。

イギリスでは、監査法人や数理コンサルティング会社では、一様に、「IFRIC14 が公表されたときに問題が指摘され検討されたが、最低積立要件は現在でも頭の痛い問題である」という意見が聞かれた。しかし、事業法人（財務報告書作成者）では、「イギリスの制度で考えるととても論理的で単純である」という意見があった。実務的には、最低積立要件をトラスティと企業が期末時点で合意している掛金と解釈しているようである。

ドイツでは、最低積立要件が存在しないとの解釈が一般的であるため、基本的に問題は生じていない。

オランダでは、最低積立要件や経済的便益をどのように適用すべきかについてさまざまな困難がある。IFRIC14 に記載されている内容をそれぞれに解釈して計算を行っているのが実情であり、その結果、アセットシーリングにより DB 資産を計上していないケースが多い。

スイスでは、「掛金の減額として利用可能な経済的便益」の計算方法がもっぱら問題となっていたが、現在ではスイス公認会計士・税理士協会のワーキングパーティがとりまとめた「IFRIC14 and Swiss Pension Plans」が実質的に実務の拠り所となっている。また、2009 年の IFRIC14 の改訂で最低積立要件の掛金の前払いの取扱いが明確化されたが、これはスイスの事情に対応するものである。

10 ローカル GAAP

イギリスのローカル GAAP は、数理計算上の差異を遅延認識するオプションがない点とア

セットシーリングを除いて、IAS19との違いがほとんどない。

ドイツでは、2010年1月の改正前までは税法の基準に基づいており、IAS19とは大きな乖離があった。2010年1月の改正後は、かなりIAS19に近づいたが、割引率は画一的に15年債券の7年平均の率を使用する等、依然乖離は残されている。

オランダでは、2005年以前は、掛金を費用処理する取扱いであったが、2005年から、EU域内上場企業の連結決算にIFRS適用が義務付けられた際に、ローカルGAAPがIAS19とほとんど同様のものへ変更された。しかし、2010年からは掛金を費用処理する方法を選択することが認められている。

スイスのローカルGAAPでは、掛金を費用処理するので、IAS19とは大きく相違している。

11 IFRS適用時のトピック

EUは、2005年1月よりEU域内の上場企業の連結決算の作成基準としてIFRSの適用を義務付けた。訪問国のうちイギリス、ドイツ、オランダの3カ国が、EU加盟国に該当する。

イギリスでは、ローカルGAAPがIFRS適用前にSSAP24からFRS17に変更されていた。FRS17はIAS19とほとんど差異がなかったことから、2005年のIFRS適用に伴う影響はほとんどなかった。

ドイツでは、IFRS又はUS-GAAPを適用しているのはドイツ全体の1%程度の上場企業のみである。連結決算へのIFRSの適用は、おおむね1995年から2000年のことであり、2005年に大きな動きがあったわけではない。IFRS適用時にDC制度へ移行した企業もあったが、ドイツのDC制度は、定年退職時には元本保証を設けることが法律で義務付けられているため、DB制度として会計処理される。

オランダでは、IFRS適用時にローカルGAAPがそれまでの掛金を費用処理する取扱いからIAS19とほとんど同様の方法に変更されたため、IFRSによる財務報告を必要としない企業にまで影響が及んだ。

スイスは、EU加盟国ではないが、2005年からスイス証券取引所に上場するほとんどの企業がIFRSまたはUS-GAAPを適用する必要があることとなった。

12 IAS19のアクチュアリー業務に関する数理実務基準

IFRSの公式な解釈は、IFRICが行うものとされている。したがって、いずれの国もIAS19に関する義務的な数理実務基準というものはない。IAS19の実務への対応方法は様々である。

イギリスでは、ローカルGAAPであるFRS17に対して、イギリスのアクチュアリー会が作成したガイダンスノート（GN36）がある。IAS19とローカルGAAPの違いがほとんどないため、これを参考にIAS19の実務が行われている。

ドイツでは、11年前に、ドイツのアクチュアリー会が作成したIAS19に関するガイドラインがあり、正当な理由がある場合を除き会員はこのガイドラインに従う必要がある。

オランダでは、IAS19の数理実務を行うにあたって参考となるようなものは特にない。

スイスでは、IAS19の中で必要な部分についてまとめたインプリケーションがあり、デファクトスタンダードとなっている。これはスイス公認会計士・税理士協会が設けたWorking Party（アクチュアリーも参画）によって作成されたものである。

13 退職給付会計関連業務に関するアクチュアリーの関与

数理コンサルティング会社に属するアクチュアリーの関与

訪問した全ての国において、数理コンサルティング会社は退職給付会計に関する数理計算業務のメインプロバイダーである。数理コンサルティング会社に所属するアクチュアリーはDBO計算のほかに、クライアントと数理計算上の前提の設定等のためのディスカッションや財務報告書作成に必要な情報提供を行う。また、必要に応じて開示項目の記載内容の提案などを行う。

財務報告書作成にあたっての最終決定は、クライアントが行うべきものである。しかし、形式的にはアクチュアリーのアドバイスに顧客が同意するという形ではあるが、小規模企業を中心に割引率の決定は、アクチュアリー任せになっている。

全体として、アクチュアリーの専門家としての地位が確立されている印象を受けた。

監査業務を担当するアクチュアリーとの関与

監査法人に所属するアクチュアリーは、数理上の前提の適切性・一貫性、計算結果の妥当性、データの網羅性といった観点で、監査にあたっている。

ただし、退職給付制度の重要性や必要性に応じて、アクチュアリーとの関与の度合いは異なっており、アクチュアリーが関わらないケースも多い。

上記に属さないアクチュアリーの役割

訪問した国々では、小規模の年金制度を有している企業を対象に、個人経営のアクチュアリーがアクチュアリーサービスを提供するケースがある。

なお、オランダでは、ローカル GAAP の改正により、2010 年から掛金を費用処理する方法を選択することが可能になったため、今後は退職給付会計関係の業務量が減少する可能性があるとして指摘する声もあった。

また、大企業では、アクチュアリーを直接雇用して、自社の企業年金関連業務に従事させるケースがある。

14 退職給付会計業務に関するその他の関心事

現在の IAS19 における一般的な数理計算上の差異の処理方法

現在の IAS19 では、数理計算上の差異を遅延認識する方法と OCI 認識する方法のいずれかを選択することが認められている。

イギリスでは、ローカル GAAP が OCI 認識のみを認めていることの影響で、IAS19 でも OCI 認識を採用している企業がほとんどである。

ドイツでは、DAX30 に含まれる会社の大半が OCI 認識を採用している。それ以外の会社では、遅延認識が主流である。

オランダでは、遅延認識が主流であるが、近年 OCI 認識が増えてきている。

スイスでは、ブルーチップ企業が OCI 認識を採用している。それ以外の会社では、遅延認識が主流であるが、近年 OCI 認識が増えてきている。

Ⅲ 調査結果

訪問した国々では、PL 即時認識を採用している企業があるとは、ほとんど聞かれなかった。

IAS19 改正の公開草案に対する感想、意見

イギリスでは、総じて肯定的なスタンスであるが、開示項目が多量となることにより、真に重要な情報が埋もれてしまうのではないかと、懸念する意見があった。

ドイツ、オランダ、スイスでは、数理計算上の差異の処理方法として遅延認識を採用している企業が多いため、遅延認識が廃止されることに懸念を持っている。

また、オランダでは、そもそも IAS19 はオランダの年金制度に馴染まないと考えられており、現行の IAS19、公開草案の全ての項目について否定的な意見が多かった。今回の公開草案に対するコメントレーターでは、会計士、アクチュアリー、経済界の連名で問題が指摘されている。IAS19 からの離脱も視野に入れるべきだという発言もあった。

DBO 計算ソフトの状況

財務報告書作成者が DBO 計算ソフトを購入して、アクチュアリーの関与なしに計算を行うということは全く考えられないといった様子であった。したがって、具体的な事例は得られなかった。

訴訟、損害賠償事例

アクチュアリー個人や所属する法人が訴訟されるという可能性は否定できないが、実態として訴訟されたケースはほとんどない（あるいは聞いたことがない）とのことであった。

海外子会社の退職給付会計へのアクチュアリーの関わり方

子会社の DBO の計算や退職給付会計の詳細な事項についてはローカルのアクチュアリーが担当し、本社の退職給付会計に関わるアクチュアリー（グローバルアクチュアリー）が各子会社の結果を集計するスキームが一般的である。

具体的なグローバルアクチュアリーの役割は、計算プロセスの管理、統合レポートの作成、各々の計算の妥当性などを確認することである。割引率などの主要な計算前提は、グローバルアクチュアリーのアドバイスをもとに、本社で決められるケースが多い。

ただし、制度の規模が小さく退職給付制度が重要性に乏しいと判断される場合は、グローバルアクチュアリーが関与しないことがある。

投資家の当期利益と包括利益に対する視線

インタビューした範囲では、現在のところ、当期利益が重要視されているという回答が多かった。しかし、将来の掛金変動の要因を含んでいる包括利益も重要視されるべきであるという意見があった。また、そのような理由から大手の投資会社が包括利益を用いた企業分析を行っているという話があった。

配当ルール・政策

配当は、ローカル GAAP や各国で決められた法令などのルールの範囲内で、各々の企業の配当政策に基づいて実施される。したがって、IFRS からの直接的な影響はない。

なお、イギリスのローカル GAAP は IFRS と非常によく似ている。すなわち、OCI の表示区分があり、退職給付会計から発生した損益は OCI にて即時認識される。配当限度額は実現利益に基づいて決定されるが、その額を算定する際に、OCI の累積額が損側に出ている場合は調整を要しないが、益側に出ている場合には、企業に返還されることが合意されている場合に限り、その額を勘案することができるとされているとのことであった。

IV 付録：国ごとのまとめ

〔留意点〕

- 発言者が特定できないようにしている点、同様の回答はとりまとめている点、及び、誤解を招かない程度に表現を工夫している点を除き、調査結果をできるだけ忠実に記すようにしている。
- そのため、用語や表現が統一されていない場合がある。
- また、調査結果そのものを記載することを目指していることから、面談者によっては、事実と異なる内容を含む可能性がある。

イギリス

1 訪問先

数理コンサルティング会社（3社）：Hewitt Associates、Mercer、Towers Watson

監査法人（4社）：Deloitte、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers

事業法人（2社）：BP、Unilever

2 イールドカーブ

イールドカーブ推定方法

大きく分けて、社債のマーケットデータをもとにイールドカーブを推定する方法、国債のイールドカーブを推定しこれに社債スプレッドを反映してイールドカーブを推定する方法の2通りのアプローチがあるが、前者が中心で、後者は場合によって補助的に用いる。

スワップレートを参照することもできる。

イールドカーブ推定用データソース

次のようなものがある。

- ・ Bank of England
- ・ iBoxx（Markit社の債券インデックス）
- ・ Bloomberg
- ・ その他投資銀行など

データソースの加工等

次のような加工が施される場合がある。

- ・ ビッドとアスクのスプレッドを小さくするために一定規模以上の取引データのみを使用する。
- ・ 外れ値を除外する。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



イールドカーブを推定する上で十分なデータ（量的、質的）がない場合の取扱い

観測データが十分でない期間、例えば15年以上の期間に対しては外分補間を行う。使用するモデルによっては、超長期の期間について不自然にイールドカーブが低下してしまうことがある。そのような場合には、不自然な低下が起きないようにフラットに補正を行う場合がある。

イールドカーブ推定者

数理コンサルティング会社が推定する。企業がアクチュアリーを直接雇用している場合には、当該アクチュアリーが関与する。監査法人は、監査目的でイールドカーブを推定している。

アクチュアリー会等の関与

—

3 割引率

割引率のスタイル（単一割引率か、イールドカーブ直接か）

大企業の一部では、イールドカーブを直接使用することもあるが、おおむね単一割引率が用いられている。

単一割引率算定方法（具体的手法）

近年、「インデックスアプローチ」から、「イールドカーブアプローチ」にシフトする傾向にある。

「インデックスアプローチ」とは、企業の年金制度の平均的な支払期間等（個別の制度の状況を反映して具体的に算定していない場合もある）と近い残存期間を持つ債券の利回りや、残存期間が企業年金制度のデュレーションと近い債券インデックスの利回りを割引率として参照するアプローチをいう。

「イールドカーブアプローチ」とは、市場データを用いてイールドカーブを推定し、そこから何らかの方法で割引率を求めるアプローチをいう。イールドカーブアプローチには、割引率の設定の仕方によって次のような方法がある。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

①イールドピックアップ法

企業の年金制度のデュレーションを見積り、そのデュレーションに対応するイールドをイールドカーブからピックアップして、割引率とする方法。

②イールドカーブ等価法

イールドカーブを用いて計算したDBOと割引現価額が等価となる単一の利率を算定して、それを割引率とする方法。

③サンプルキャッシュフロー法

いくつかのサンプルプランについて②と同様の手法で単一の利率を算定し、標準的な「デュレーション－割引率カーブ」を予め推定しておく。そして、企業の年金制度のデュレーションに対応するイールドを標準的な割引率カーブからピックアップして、割引率とする方法。

複数制度がある場合の取扱い

制度ごとに設定するのが原則だが、単一の加重平均を用いる場合や、大きなウェイトを占める制度で使用する割引率を他制度にも使用する場合がある。

割引率の開示方法

通常は単一利率だが、子会社等が複数あり割引率が異なる場合など、レンジで示すこともある。

割引率決定にあたってのアクチュアリーとの関与

他の前提と同様、決定主体は企業であり、アクチュアリーは情報提供、アドバイス、レコメンドである。ただ、実際にはアクチュアリーがそのまま受け入れられるケースが多い。

金融危機時の金利環境、特殊対応、その後の対応の変化等

金融危機の際には、イールドカーブ推定のためのユニバースの選定に強い関心が払われた。ユニバース選定方法として次のような方法が検討された。

- ・金融セクターの銘柄をユニバースから除外すること
- ・格付け会社によるレーティングにタイムラグが生じていないかモニタリング頻度を上げる
こと

※ 「－」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



なお、最終的にどのユニバースを利用するかについては、顧客とコミュニケーションを実施した上で決定する場合もあった。

利息費用の計算方法

期首 DBO × 単一割引率、で計算される。

その他の留意点

イギリスの年金制度は、終身年金でデュレーションが長い。

イールドカーブが、かつて比較的安定（フラットかつスムーズ）していたこともあり、割引率設定方法の違いによって割引率に大きな差異が生じていなかった。しかし、2008年の金融危機の時にはイールドカーブが大きく変化したため、採用している方法を継続使用すると割引率が大きく変化してしまった。このような現象を受け入れて、従前のやり方を継続利用するのが適当かどうかについても検討された。

4 インフレ率

インフレ率の推定方法

イギリスでは物価連動国債が市場に流通しているため、これを参照して推定を行うのが一般的である。ただし、物価連動国債の利回りから求められるインフレ率（ブレイクイーブンインフレ率）には、期待インフレ率以外の要因（流動性プレミアムなど）が含まれるため、実際には調整して用いられる。

なお、Bank of England の長期インフレ目標は、政策的な要素が大きく、DBO の計算の前提としてはふさわしくないと考えられている。

5 経済的仮定の関連性

基本的な相互関係（長期的、理念的）

—

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

直接的な相互関係（短期的、実際の環境等）

割引率とインフレ率は、ともに市場から情報を得て設定されており、関連があると考えられている。

昇給率と割引率・インフレ率の関係については次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・ 昇給率とインフレ率は、昇給率＝インフレ率＋マージン＜昇進の要素など＞、の形で密接な関係がある。
- ・ 昇給率と割引率は関連しているが、割引率は他の基礎率と異なり足元の市場の数値にもとづいて決定されるため、必ずしも自動的に連動する関係ではない。

監査の立場からは、それぞれの仮定が受け入れ可能か、また全体として一貫性があるかという2つの視点が示された。

6 死亡率

標準死亡率の状況

SAPS（Self Administered Pension Scheme）の死亡率が広く用いられている。SAPSの死亡率テーブルの改定は、5年毎、あるいは重要な変化が見られたときに行われる。

標準死亡率の形態

コーホート方式で作成されるため、将来の改善が世代別に見込まれている。また、居住地別の死亡率が存在する。

具体的な死亡率適用にあたっての工夫

コーホート方式によって将来の死亡率の改善が2020年まで見込まれているのに加え、それ以降の期間についてさらに年1%程度の改善を見込む場合がある。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



7 簡便計算や近似値の利用、ロールフォワードについて

基本的な考え方

会計全般に関する重要性基準に基づき、簡便計算や近似値の利用が妥当であるかを判断する。

具体的な簡便計算やロールフォワードの実務（実務の流れ、判断基準）

積立基準では少なくとも3年に1度フルバリュエーションを行う必要があり、それ以外はロールフォワードによる計算が認められている。退職給付会計の諸数値についても同様の方法で行われることが普通である。なお、計算前提の変化（割引率の変化等）に関するアジャストメント（補正）は、感応度を使って行う。

8 バックローディング

バックローディングが発生するような制度の有無

一般的な制度は、最終給与比例またはキャリアアベレージであり、バックローディングはない。

具体的な対応

バックローディングがないことから、特別な対応は行われていない。

9 IFRIC14

IFRIC14 を考える上で基本的な問題点

IFRIC14 が公表された当時は、Minimum Funding Requirement の定義がはっきりしない（年金財政上のトラスティと企業との合意による掛金が該当するか否か等）、計算方法が不明瞭、トリッキーであるなど様々な問題が指摘された。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

現状の対応

監査法人や数理コンサルティング会社では、現在でも Minimum Funding Requirement は頭の痛い問題であるという意見が聞かれた。

一般企業（財務報告書作成者）では、イギリスの制度で考えるととても論理的で単純であるという意見があった。

実務的には、Minimum Funding Requirement はトラスティと企業が期末時点で合意している掛金であると解釈しているようである。

10 ハイブリッドプラン

ハイブリッドプランの有無

あり。

ハイブリッドプランの内容

多く見られるハイブリッドプランは、キャリアアベレージプランである。キャッシュバランプランは、ほとんど見られない。

IAS19 で取扱う上での基本的な問題点

—

現状の対応

—

11 IAS19 とローカル GAAP

ローカル GAAP の変遷

IFRS 適用より前にローカル GAAP は SSAP24 から FRS17 に変更されている。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



IAS19 適用時のローカル GAAP との違い

FRS17 は、数理計算上の差異の処理方法やアセットシーリングの取扱いなどで IAS19 との違いがあるものの、基本的にはローカル GAAP の数値をそのまま IAS19 で使用できる。

FRS17 では、数理計算上の差異の処理方法として OCI 表示のみが認められている。

12 IFRS 適用時のトピック（苦労話など）

IAS19 に関するトピック（苦労話など）

IFRS 適用以前にローカル GAAP の変更があったため、IFRS 適用時には大きな影響はなかった。

なお、一部の企業では、FRS17 では認められない方法である数理計算上の差異の遅延認識を IAS19 で採用した。

13 IAS19 のアクチュアリー業務に関する数理実務基準等について

IAS19 の直接的な数理実務基準等の有無

なし。

一般的に実務上採用されている対応等について（代替方法、代替基準作成主体等）

ローカル GAAP である FRS17 に対しては、イギリスのアクチュアリー会が作成した GN36 がある。なお現在は管理主体が Financial Reporting Council 内の組織である Board for Actuarial Standards に移っている。

位置づけ、拘束力、罰則等

GN36 は、推奨される実務であるが、これに従わない場合は十分な理由が必要である。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

14 数理コンサルティング会社に属するアクチュアリーの役割

退職給付会計の数理計算業務に対する関わり方

数理コンサルティング会社は、退職給付会計に関する数理計算業務のメインプロバイダーである。

財務報告書作成業務に対する関わり方

計算前提の決定は最終的にはクライアントが行うべきものであるが、クライアントとアクチュアリーの意見が相違することがないように、ディスカッションやコミュニケーションをすることが重要である。なお、どうしてもコンセンサスが得られない場合は、レポートにその旨を記載する場合がある。

15 監査業務を担当するアクチュアリーの関与

退職給付会計の数理計算業務に対する関わり方

重要性や監査報酬の水準などによってアクチュアリーが関与しないケースもあり、ケースバイケースである。

財務報告書監査業務に対する関わり方

前提が適切か、一貫しているか、計算結果がリーズナブルか、会計処理が適切か、開示が適切かという視点で監査を実施する。

16 上記に属さないアクチュアリーの役割

存在の有無（多さ）、主な所在

小規模な年金制度では、個人のアクチュアリーを利用するケースや、保険会社のアクチュアリーサービスを利用するケースがある。

大企業ではアクチュアリーを直接雇用しているケースがある。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



17 退職給付会計業務に関するその他の関心事

現在の一般的な数理計算上の差異の処理方法

OCI 認識がほとんどであるという回答が多かったが、銀行セクターでは OCI 認識の他、コリドーアプローチ（遅延認識のこと）をとっている場合もある。

訴訟、損害賠償事例

多数回答：聞いたことがない。仮に補償する場合でも個人ではなく、会社が応じることになるだろう。

計算におけるエラーにより補償が生じたケースはある。

アクチュアリーが関与しない退職給付会計の数理業務

記念日休暇（退職後給付ではなく、その他長期従業員給付である）のような小規模な制度ではアクチュアリーが数理業務に関与しないことがありうる。

海外子会社の退職給付会計へのアクチュアリーの関わり方

本社の退職給付会計に関わるアクチュアリー（グローバルアクチュアリー）は、計算の前提に関する子会社へのアドバイス、子会社のアクチュアリーが実施した計算についてのプロセス管理、計算結果の妥当性のレビュー、統合レポートの作成、質問対応のための監査人との連携などを行う。

なお、子会社の退職給付会計の詳細な事項については、ローカルのアクチュアリーが担当する。ただし、主要な子会社における割引率などの主要な前提は、本社で決められるケースが多い。

投資家の退職給付会計の利用（企業分析への反映等）

質問に対して、次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・ 運送業のような労働集約的な業界については、年金が重要な問題となるので注目される。重要性が乏しい業界については、年金はあまり重要視されない。
- ・ 積立不足は一般的に企業の負債と理解されている。遅延認識されている部分は即時認識

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

であるかのように修正されて企業分析に利用される。

- ・非常に大きな年金負債を有する会社や M&A の対象となるような会社に関しては、投資家は重要な関心を持っているのではないか。

IAS19 改正の公開草案に対する感想、意見

質問に対して、次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・開示の拡充の中でリスクの記述は有用であるが、量が多すぎるにより情報が埋もれてしまう懸念がある。
- ・開示要求が網羅的にかつ義務的になっていることから、開示量が非常に多くなる懸念がある。また感応度分析は分かりづらいものである。
- ・期待運用収益率を廃止することは、US-GAAP と差異が生じることとなり重大な影響がある。
- ・短期従業員給付と長期従業員給付の区分が制度の実態に合わなくなる懸念がある。

DBO 計算ソフトの状況

会計目的に、アクチュアリーが関与しない DBO 計算ソフトを用いることは、思いもよらないとの反応であった。

なお、会計目的ではないが、アドミニストレーションシステムで債務の計算ができるようにした事例を知っているという回答が1件得られた。また、その回答者から、年金の運営において選択一時金や移管の金額にアクチュアリーが関与しないことは、とても危険であるとの指摘があった。

18 その他

年金制度管理に対する企業の関わり

企業はトラスティを指名できる。トラスティは受益者のために行動しなければならない。年金資産の運用方針はトラスティに権限があり、その結果に応じ会社は拠出を行わなければならない。ただし、トラスティは年金資産の運用方針の決定にあたり会社と協議する必要がある、会社は年金資産の運用方針を承知している。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



我々が訪問した事業法人において、運用に携わるスタッフは会社に所属しているという説明があった。

投資家の当期利益と包括利益に対する視線

一般的には当期利益が重視されているという回答が多かったが、次のような回答もあった。

〔回答〕

- ・ 投資家により異なるし、業態によっても異なる。またバランスシートの状況によっても異なる。
- ・ OCI には、実現していないリスク要因が含まれている。年金の未認識債務は将来のキャッシュフローに必ず現れるので、OCI がもっと重要視されるべきである。

配当ルール・政策

イギリスのローカル GAAP は IFRS とよく似ている。すなわち、OCI の表示区分があり、退職給付会計から発生した損益は OCI で即時認識される。

配当限度額は実現利益に基づいて決定されるが、その額を算定する際に、OCI の累積額が損側に出ている場合は調整を要しないが、益側に出ている場合には、企業に返還されることが合意されている場合に限り、その額を勘案することができるとされている。

配当政策において OCI が考慮されるかどうかについての問いに対しては、考慮される、考慮されない、様々なケースがあるなど、様々な意見が聞かれた。



※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



ドイツ

1 訪問先

数理コンサルティング会社（2社）：Hewitt Associates、Towers Watson

監査法人（3社）：Deloitte、Ernst & Young、KPMG

2 イールドカーブ

イールドカーブ推定方法

イールドカーブの推定方法は、中央銀行が推定している国債のイールドカーブに、社債スプレッドを反映する。イールドカーブは数理コンサルティング会社がそれぞれ独自に推定しているため、ユニバースの選定、外れ値の取扱い、実績値のない期間の補正等、詳細な推定方法は様々存在する。

イールドカーブ推定用データソース

次のようなものがある。

- ・中央銀行
- ・iBoxx（Markit社の債券インデックス）
- ・Bloomberg

データソースの加工等

—

イールドカーブを推定する上で十分なデータ（量的、質的）がない場合の取扱い

—

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



イールドカーブ推定者

数理コンサルティング会社が提供している。また、監査法人も自らの監査目的のために独自にイールドカーブを推定している。

アクチュアリー会等の関与

—

3 割引率

割引率のスタイル（単一割引率か、イールドカーブ直接か）

単一割引率がほとんどである。

単一割引率算定方法（具体的手法）

デュレーションに基づいて単一割引率を算定する。一部の大企業では、予測キャッシュフローの割引現価額が等価となる加重平均割引率を計算する。なお、ある面談者から、単一割引率を選択する方法として次のような回答が得られた。

〔回答〕

単一割引率を決定する方法として、DBOのデュレーションにあたるイールドカーブの値を割引率として選択する方法とは異なる方法が利用されている。

この方法は、次のステップからなる。まず、①デュレーションが異なるモデルキャッシュフローを実際の企業群からいくつか選び出す。次に、②選び出した予測キャッシュフローについて、その割引現価額が等価となる加重平均割引率を算定する。そして、③これらの結果を用いて横軸をデュレーションとした「割引率カーブ」を作成する。④最後に、計算対象となっている制度のデュレーションに該当する割引率を「割引率カーブ」から選択する。必要に応じて、近いデュレーションに該当する割引率を用いて補正する。現在、ドイツではこの方法が一般的である。

複数制度がある場合の取扱い

複数制度がある場合は、プランごとに算定するが、最終的には加重平均等を行うことにより、会社全体として単一の割引率に集約する。国外の制度についても、ユーロゾーンであれば、同一の割引率を使用する。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



割引率の開示方法

加重平均割引率を開示する。

割引率決定にあたってのアクチュアリーとの関与

一般的にアクチュアリーが顧客へ割引率についてアドバイスの提供や具体的な割引率の提示を行う。そして、その内容をもとに、顧客が監査人とディスカッションのうえ最終的に決定する。

金融危機時の金利環境、特殊対応、その後の対応の変化等

—

利息費用の計算方法

$DBO \times$ 単一の加重平均割引率、として算定する。

4 インフレ率

インフレ率の推定方法

中央銀行が発表する長期のターゲットインフレ率等を参考にする。

その他の留意点

ドイツの企業年金制度は、累積型の給付設計が多く、年金額の価値を維持するために、法的にインデクセーションが必要となっている。なお、インフレ対応として年1%ずつ増加するように制度設計するとインデクセーションの要件を満たす。このような場合には、インフレ率は固定値となる。

5 経済的仮定の関連性

基本的な相互関係（長期的、理念的）

割引率、昇給率、インフレ率は無関係であるとは考えられない。しかし、実際には、昇給率とインフレ率には実際には強い相関があるが、割引率については、期末のイールドカーブを反映する必要があることから他の経済的仮定との関係は希薄である。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



直接的な相互関係（短期的、実際の環境等）

経済状況が安定的なこともあり、数理計算上の前提の決定の際に相互関係を強く意識する必要がなく、一般的には問題になっていない。しかし、例えば割引率が期末に大きく低下しているときなどは、昇給率やインフレ率の数値も見直すことがある。

6 死亡率

標準死亡率の状況

ほとんど全ての企業年金制度において、Heubeck という非上場会社が作成している死亡率を使用している。

標準死亡率の形態

世代毎のテーブルとなっている。

具体的な死亡率適用にあたっての工夫

世代毎のテーブルとなっており、将来の改善は標準死亡率に織り込まれている。

また、毎年発表される国全体の死亡率の改善度合いに応じて、標準死亡率表の年齢をずらして適用する（ n 歳の死亡率に $n-m$ 歳の死亡率を適用する）ことがある。

大企業では、当該企業の特성에合わせた補正を行うこともある。

その他の留意点

退職率を個別企業の実績に基づいて算定するようなことはあまりない。前述の Heubeck 社は年齢、性別で区分された退職率表も作成しており、広く利用されている。実際の適用にあたっては、企業の退職状況を考慮して、低・中・高の区分に分かれたテーブルから一つを選択する方法がとられている。また、全年齢の退職率が一律 5% というような前提が使用される場合もある。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



7 簡便計算や近似値の利用、ロールフォワードについて

基本的な考え方

会計全般としての重要性の基準に基づき、各種手法の採否は決定される。アクチュアリーとしての判断基準は特にない。

具体的な簡便計算やロールフォワードの実務（実務の流れ、判断基準）

国内基準（税法基準）では、計算基準日の3ヶ月前までのデータ利用が認められているため、そこからロールフォワード（転がし計算）を用いることが一般的。ただし、期末までに重要な変更があれば、再計算を行うことがある。

金利の変動分については、感応度分析等をもとにアジャストメント（補正）を行う。

8 バックローディング

バックローディングが発生するような制度の有無

該当する制度はない。

具体的な対応

—

その他の留意点

ドイツの制度は累積型が多い。期間帰属方法としては「ストレートライン」が適用されている。なお、ドイツの社会保障給付とのインテグレーションプランでは、総給付から社会保障給付を差し引くため、給付カーブが山形になる（高年齢になるにつれて給付が減少する）が、この場合にも「ストレートライン」を適用するので、負の勤務費用は発生しない。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



9 IFRIC14

IFRIC14 を考える上で基本的な問題点

ドイツでは、最低積立要件がないと解釈されているため問題が生じていない。

現状の対応

—

その他の留意点

連結決算に含まれる会社に、最低積立要件が問題となりうるスイスやオランダの会社が含まれることもある。

10 ハイブリッドプラン

ハイブリッドプランの有無

ある。

ハイブリッドプランの内容

独特な DC プラン（DC 残高を持ちつつ、定年退職の場合には元本保証がある制度）

IAS19 で取扱う上での基本的な問題点

IAS19 には取扱いが記載されていない。

現状の対応

DBO = MAX (制度資産額、保証部分の DBO)、として測定。この方法は、IAS19 に記載はないが、否定する要素が見当たらない、との考え方がとられている。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



11 IAS19 とローカル GAAP

ローカル GAAP の変遷

2010年1月よりドイツ会計基準近代化法（BilMoG）に基づき、国内会計基準の見直しが実施された。見直し以前の退職給付会計は、税法の基準に基づいていたため、IAS19とは大きな乖離（割引率は一律6%、昇給の影響を織り込まない等）があったが、今回の改正によりかなりIAS19に近づいた。

しかし、割引率は画一的に15年債券の7年平均の利率を使用する等、未だに乖離が存在する。

【参考】 KPMG Japan ニュースレター（海外情報）2009年8月

ドイツ会計基準近代化法（BilMoG）（会計基準／会計監査／税務）より抜粋

II 個別財務諸表のテーマ

4. 年金引当および予定資産との相殺

(1) 原則ルール：平均市場金利で割引、残余期間15年の包括的選択、計画資産と相殺、注記平均市場金利による割引、給与の上昇傾向の考慮が評価計算で義務付けられた。残余期間を一律15年と仮定して割引計算する選択権も認められた。一定条件下で特定の資産（計画資産）との相殺、注記への説明も要求される。

(2) 年金引当金の特殊性

残余期間が1年を超える引当金の評価においては、残余期間に対応する市場金利の過去7年間に渡る平均値を用いて割引計算される。これは引当金一般に対する規定であるが、年金引当金に対してはこれに加えて、残余期間を15年と包括的に仮定して割引計算を行う選択権も導入された。（改正商法第253条2項）。また一般的な引当金の評価において将来の価格および費用の上昇要素の考慮が義務付けられたが、これは年金引当金の評価に際しては、給与および年金水準の上昇傾向を考慮する義務を意味する。

年金負債（あるいは類似の長期負債）の履行のために特定の資産を前もって手当しておくことも多い。資産が該当する年金負債の履行の目的のみに使用可能であり、

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



他の債権者全員の求償権が阻止されていることを条件として、この資産（計画資産と呼ばれる）に関してはバランスシート上では年金引当金と相殺計上され、損益計算上も収支相殺される。計画資産は、決算日の市場価額で評価された後に負債と相殺される（ネット表示）。資産価値が負債価値を上回る場合、その差額は、バランスシートの資産側にある「資産評価調整項目」という特別項目に計上される。計画資産を市場時価で評価替えることにより発生する利益から、それに伴い計上される繰延税金負債を差し引いた金額に対しては、配当の支払に充当されることが禁止される。

年金引当金に関しては、注記にも下記のような情報を開示する事が求められる。

- ・引当金の評価計算に使用された数理係数上の方式
- ・評価計算の前提条件（割引率、予測される給与水準の上昇、基礎となる平均余命表など）
- ・（計画資産との相殺がある場合）、計画資産の取得原価、引当金の履行金額、計画資産の市場価値、その推定根拠・評価方法など

(3) 経過措置

BilMoG の適用により多くのケースでは年金引当金の増額が必要になることが予想されるが、この調整を 15 年にわたり均等に積上げる方法も選択権として認められる。この場合、年金引当金の金額が 2024 年度ではじめて改正商法の規定に準拠することになる。逆に引当金の評価額が下がる場合、2024 年までの増額調整で相殺されるのであれば、減額をする必要はない。何れにせよ、改正商法規定による年金引当金の評価額と実際の計上額との差額は、注記での説明が要求される。上記の選択権を行使しない場合には、該当する差額は、利益剰余金との相殺で処理される。

(4) IFRS との違い

IFRS が要求する割引率と、BilMoG の要求する割引率（ドイツ連邦銀行の公表）とが一致しない可能性が考えられる。更に、数理係数学の計算方法を適用するに当たり、解釈の違いが予想される。計画資産との相殺表示に関しては、詳細には違いがあるが、実務上はそれほど大きな齟齬は出ないと予想される。

(5) 税法との関係

年金引当金の評価において、商法では平均市場金利による割引計算が規定されるが、税法では引続き年利 6% の割引率を用いた評価が義務付けられている。また、税法では、給与・年金水準の上昇要素は評価計算には考慮されない。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



IAS19 適用時のローカル GAAP との違い

IFRS 又は US-GAAP を適用しているのはドイツ全体の 1% 程度の上場大企業の連結決算のみである。連結決算への IFRS の適用は、おおむね 1995 年から 2000 年頃であり、2005 年に大きな動きがあったわけではない。

12 IFRS 適用時のトピック（苦労話など）

IAS19 に関するトピック（苦労話など）

質問に対して、次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・ US-GAAP を適用している企業やアフリカの子会社を持つ企業（IFRS を採用していない）の場合などは、苦労が多かった。
- ・ DC ヘシフトした企業がある程度あった。しかし、ドイツの DC は定年退職の場合の元本保障付きの DC 制度であるため、DB 制度として会計処理されている。
- ・ 計算方法が異なるため債務が増加した。
- ・ 積立てをしない年金制度で、給付準備のための保険契約が制度資産に該当するかどうか問題になった。
- ・ IFRS の初度適用の規定により、過去に遡って利益剰余金の数値をフレッシュスタートに変更する必要がある。このため、IFRS 移行に伴う会計数値としてのインパクトは大きくなかった。しかし、作成者は、過去に遡及して財務報告書を調整する必要があり、実務面では大変だった。

その他のトピック

IFRS において数理計算上の差異を OCI 認識することを選択した企業では、資産運用のリスク志向は変化したか？と尋ねたところ、次の回答が得られた。

〔回答〕

ドイツ企業の中には、アセットアロケーションのリスクを高めた例もある。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



13 IAS19 のアクチュアリー業務に関する数理実務基準等について

IAS19 の直接的な数理実務基準等の有無

11 年前に、DAV（ドイツアクチュアリー会）に数人の会計士が個人の資格で参加して作成したものがあある。これは、アクチュアリーに適用されるが、会計士には適用されない。

一般的に実務上採用されている対応等について（代替方法、代替基準作成主体等）

—

位置づけ、拘束力、罰則等

正当な理由があれば他の方法を選択することは可能であるが、それ以外の場合は従う必要がある。

14 数理コンサルティング会社に属するアクチュアリーの役割

退職給付会計の数理計算業務に対する関わり方

—

財務報告書作成業務に対する関わり方

クライアントとディスカッションを行う。必要に応じて会計士と相談するようにアドバイスを行うこともある。また、会計士から申し立てがあった場合に、クライアントをサポートするために、アクチュアリーレポートとは別にコメントレターを作成することもある。

必要に応じて定性的な開示情報についても、具体的な記載内容の提案、アドバイスの提供、記載内容に関するディスカッションを行うことがある。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



15 監査業務を担当するアクチュアリーの間与

退職給付会計の数理計算業務に対する関わり方

—

財務報告書監査業務に対する関わり方

①数理計算上の前提（前提を変えた確認計算も含む）、②正確性、③網羅性、などの観点を中心に監査を行っている。

必要な場合には、定性的な開示情報について、監査の視点でコメントを行う。

16 上記に属さないアクチュアリーの役割

存在の有無（多さ）、主な所在

—

17 退職給付会計業務に関するその他の関心事

現在の一般的な数理計算上の差異の処理方法

質問に対して、次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・ DAX30 に含まれる会社のうち 90% で OCI 認識、残りの 10% で PL 即時認識が採用されている。DAX30 に含まれない会社では、遅延認識が主流で、OCI 認識は一般的ではない。
- ・ DAX30 の 2/3 の企業で OCI 認識、それ以外の会社は、全般としては遅延認識を採用されている。PL 即時認識はとて小さい子会社などでしか採用されていない。また、ローカル GAAP の観点から見ても PL 即時認識は、実質的に採用されていない。
- ・ 3/4 の企業で OCI 認識が採用され、1/4 の企業で遅延認識が採用されている。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



訴訟、損害賠償事例

聞いたことがない。

アクチュアリーが関与しない退職給付会計の数理業務

ローカル GAAP が変更されたため、今後はアクチュアリーが関与しないケースはなくなるものと想定される。

海外子会社の退職給付会計へのアクチュアリーの関わり方

グローバルアクチュアリー（全体をコーディネートするアクチュアリー）が子会社と様々な調整や確認作業を行う。具体的な作業は、首尾一貫性、アプローチの整合性、網羅性などが満たされているか等の視点で、数理計算上の前提や DBO 計算の内容などを確認することである。

また、適切なコミュニケーション（質問やディスカッション）が行われているかなど、結果だけでなくプロセスも確認している。

投資家の退職給付会計の利用（企業分析への反映等）

「将来のキャッシュフローの予測という観点で投資家は OCI を企業分析に利用している」との意見がある一方で、「年金会計は難しく、投資家は企業分析に利用していないと思う」との意見もあった。

IAS19 改正の公開草案に対する感想、意見

質問に対して、次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・ 注目点は、①遅延認識を採用している企業が多くあるので、遅延認識ルールがなくなること、②期待運用収益率の考え方がなくなること、③利息費用の算定方法、④ディスクロージャー情報が増えること、⑤短期、長期の区分が導入されること（これまで短期の分類で処理していないものがあつた模様）。
- ・ 改正全般については、悪くはないと考えている。OCI 認識については、現在も選択適用が認められているし、期待運用収益率については、ドイツではブックリザーブが多いことや、年金資産の運用は、債券のウェイトが高いという実態を勘案すると、結果としてあまり影響はないだろう。開示については項目が多すぎるため、情報が埋もれる懸念がある。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



DBO 計算ソフトの状況

見たことがない。

18 その他

年金制度管理に対する企業の関わり

ブックリザーブ（内部留保）による制度が典型的なため、年金資産に関する明確な運用政策といったものは見られない。社外積立制度も存在するが、株式への投資が制限されているため、運用の選択肢は大きくない。なお、ドイツでは会社の経営と企業年金の距離は近く、年金基金の独立性が強く経営の関与が及びにくいオランダなどとは、状況が異なる。

投資家の当期利益と包括利益に対する視線

質問に対して、次のような回答があった。

〔回答〕

- ・ 当期利益と包括利益の両方を見ている。
- ・ 大手の投資会社では包括利益を見ているが、一般の投資家は何も見っていない。

配当ルール・政策

配当は、決められたルールに従う必要があるが、そのルールの中には包括利益という項目はない。しかし、実際の配当政策では、包括利益も負値であれば考慮される。



※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

オランダ

1 訪問先

監査法人（3社）：Deloitte、Ernst & Young、KPMG

2 イールドカーブ

イールドカーブ推定方法

—

イールドカーブ推定用データソース

iBoxx（Markit社の債券インデックス）やBloombergによるユーロ圏の債券データが用いられることが多い。

データソースの加工等

データソースをどのように加工するかには、様々な方法がある。重要なのは、会社を選択した推定方法に一貫性があること。例えば、次のような方法は避けるべきである。

- ・ある会社の業績が短期的によくなったからといって、イールドカーブを推定するユニバースに加える。
- ・イールドカーブを推定するユニバースの中身を大幅に入れ替える。

イールドカーブを推定する上で十分なデータ（量的、質的）がない場合の取扱い

—

イールドカーブ推定者

数理コンサルティング会社が推定している。監査法人は、監査目的でイールドカーブを推定している。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

アクチュアリー会等の関与

—

3 割引率

割引率のスタイル（単一割引率か、イールドカーブ直接か）

単一割引率を用いるケースがほとんどである。わずかではあるが、大企業で、イールドカーブを直接使用している場合もある。

なお、ある面談者から、イールドカーブを直接使用する方法があまり使われていない理由について次のような回答が得られた。

〔回答〕

イールドカーブを直接用いる方法は、長期の債券のサンプルが少ないことから馴染まない。

単一割引率算定方法（具体的手法）

これまでは、退職給付制度の給付支払いの平均的な見積り時期を何らかの方法で求め、それに対応する利率を、イールドカーブを用いずに何らかの方法で得て、単一割引率として設定する方法が多かった。例えば、iBoxx（Markit 社の債券インデックス）の何れかの利回りをそのまま使用していることがあった。

現在は、2つの割引率で算定した DBO の変化率からデュレーションを求め、当該デュレーションに相当する利率をイールドカーブからピックアップして割引率とする方法や、イールドカーブを用いて計算した DBO と割引現価額が等価になる単一割引率を用いる方法へシフトしてきている。

このようなシフトが生じている理由として、次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・ イールドカーブを用いる旨、IAS19 に記載されているため、それにできる限り近い方法を用いることが望ましいと考えられるため。
- ・ アングロサクソンの国々（イギリスやアメリカ）の実務がそのような傾向となっていることの影響。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

複数制度がある場合の取扱い

原則、制度ごとに率を決定して計算する。

重要性が乏しければ、「各制度における率の中間値を用いる方法」や「規模の小さい制度については、主要な制度のものを用いる方法」も用いられている。

割引率の開示方法

加重平均割引率を開示する。

割引率決定にあたってのアクチュアリーとの関与

企業に対して割引率を具体的に提示することが、アクチュアリーの重要な役割になっている。割引率の最終決定は企業が行う。企業は、提示された割引率をもとに、必要な場合には監査法人や数理コンサルティング会社とディスカッションしながら、最終的に割引率を決定する。

また、イールドカーブは、データ対象範囲の選定、補間方法などによって違いが生じる。企業は、イールドカーブがどのような方法によって推定されたのか、特徴や背景などを理解することが求められる。しかし、主に小規模企業では、アクチュアリーのアドバイスに顧客が形式的に同意し、実態としてアクチュアリー任せになっていることもある。

金融危機時の金利環境、特殊対応、その後の対応の変化等

2008年の金融危機以降、ユニバースの選び方によってイールドカーブに差異が生じ易くなった。これにより、企業は使用するイールドカーブの特徴をよく理解することが求められるようになった。

金融危機以降、割引率の設定時における関係者のコミュニケーションが重要だという考えが広がってきている。

利息費用の計算方法

$DBO \times$ 単一の加重平均割引率、として計算する。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

4 インフレ率

インフレ率の推定方法

—

5 経済的仮定の関連性

基本的な相互関係（長期的、理念的）

相互の關係に矛盾がないかを確認する。例えば、割引率には高い率が用いられているにもかかわらず、インフレ率には低い率が用いられていないかなどを確認する。

なお、ある面談者からは次のような回答も得られた。

〔回答〕

割引率が決まればインフレ率も自動的に決まるような方法を採用している企業は、これまで見たことがない。

直接的な相互関係（短期的、実際の環境等）

—

6 死亡率

標準死亡率の状況

アクチュアリー会により作成された死亡率が用いられている。5年に1回改定される。

標準死亡率の形態

世代別の死亡率となっている。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

具体的な死亡率適用にあたっての工夫

標準死亡率は世代別の死亡率となっており、将来の改善が見込まれている。

また、一般的には、標準死亡率をそのまま適用することが妥当でないと判断して、年齢をずらす方法（ n 歳の死亡率に、死亡率の改善を織込んで $n-m$ 歳の死亡率を当てはめて DBO の計算をする）による補正を行うことが多い。

7 簡便計算や近似値の利用、ロールフォワードについて

基本的な考え方

会計全般に関する重要性基準に基づき、簡便計算や近似値の利用が妥当であるかを判断する。

具体的な簡便計算やロールフォワードの実務（実務の流れ、判断基準）

評価基準日よりも前の基準日のデータやイールドカーブを用いて DBO を計算し、そこからロールフォワードを行って期末時点の値を計算することが一般的である。

監査法人に所属するアクチュアリーは、評価基準日よりも前の基準日のデータや前提を用いることが重要性の観点で問題ないかどうかを確認する。

ロールフォワードによる具体的な計算は、「 $DBO + SC + IC - \text{給付}$ 」である。給付は予想額の場合と実績額の場合がある。

金利の変動分によるアジャストメント（補正）は、感応度分析等をもとに行われる。

8 バックローディング

バックローディングが発生するような制度の有無

オランダの年金制度のほとんどが平均給与比例制度をベースにしたものである。このため、一般的にはバックローディングはないと考えられている。ただし、ある面談者からは、「バックローディングがあると思って計算している」という回答も得られた。（結局のところ、ほと

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

んどの制度が平均給与比例制度であるため、IAS19の原則的な方法によるDBOの値と、バックローディングが発生したとして計算されたDBOの値が、同一結果になっているものと思われる。）

具体的な対応

—

9 IFRIC14

IFRIC14 を考える上で基本的な問題点

適用において困難が生じている。その理由として次の回答が得られた。

〔回答〕

- ・ オランダの制度は、剰余があれば給付を改善する可能性があるし、不足があれば給付を下げる可能性や掛金の調整が行われる可能性もある。さらに、財政基準ではバッファーを設けることが求められる。そのような中、最低積立要件にある最低限の掛金とはどのようなものを意図しているのかがわからない。
- ・ 様々な人が様々な計算方法を用いて対応しているが、それらがどのような根拠に基づいているのか、わからない。
- ・ 経済的便益についても、計算した結果にどのような意味があるのかがわからない。
- ・ 世界にはIFRIC14はオランダのために作られたと思っている人がいるようだが、オランダでは決してそうは思えない。IFRIC14はスイスのために作られたのではなかろうか。
- ・ 制度からの返還による経済的便益とは、保険会社からの返還金や年金基金の最後の一人が死んだ後の残余金がどのように取扱われているかを反映させるということなのだろう。しかし、非常に遠い将来の残余金を合理的に計算できているのかどうか自信がない。

現状の対応

IFRIC14に基づいて計算した結果の意味がわからないものの、実際にはIFRIC14に記載されている方法を独自に解釈して計算を行っており、その結果、アセットシーリングにより資産を計上していないケースが多い。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

また、最低積立要件の適用について、ある面談者から次のような回答が得られた。

〔回答〕

最低積立要件を適用することでメリットがある場合には、当該条項を適用するという会社もある。

10 ハイブリッドプラン

ハイブリッドプランの有無

ある。

なお、ハイブリッドプランの言葉の意味を理解していない面談者が複数いた。（オランダでは、ハイブリッドプランという言葉がそれほど定着したものではないように見られた。そもそもオランダでは、すべての制度がハイブリッドプランということもできよう。）

ハイブリッドプランの内容

オランダの年金制度のほとんどが、平均給与比例で計算された給付に、財政状況に応じて条件付きでインデクセーションが行われるものである。

また、DC の中に保証部分がある制度が多い。そして、オランダでは積立比率が一定の水準を上回った場合のみインデクセーションにより給付額が加算される制度が多い。

IAS19 で取扱う上での基本的な問題点

—

現状の対応

オランダの制度は、ほとんど全て条件付きのインデクセーション・プランであり、平均給与比例制度として、ストレートラインによって DBO の計算を行っている。IAS19 は決定論的な評価なので、正しい評価はできていないと考えられる。

DC の中に保証部分がある制度の場合は、期待収益が保証利率より高ければ、負債が生じていないとみなされている。これは、オランダの年金制度は、将来的なリスクを加味して財政運

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

営され、その結果として一般的に DB 制度の積立水準が高い状態で維持されていることが背景にある。

11 IAS19 とローカル GAAP

ローカル GAAP の変遷

2005 年までは、掛金を費用処理する方法が採用されていた。

2005 年から、EU 域内の上場企業の連結決算に IFRS の適用が義務付けられた際に、ローカル GAAP を IAS19 とほとんど同様のものへ変更した。

その後 2009 年に再び改正され、2010 年から掛金を費用処理するという、かつて用いられていた方法を選択することが認められることになった。このような改正が行われた背景として次の 2 点が挙げられる。

- ・ IAS19 はオランダの年金制度に合わない基準であり、年金制度の維持に悪影響を及ぼすのではないかと懸念が経済界から強く示されたこと。
- ・ IFRS ベースの報告を回避したい小規模企業からの要望。

IAS19 適用時のローカル GAAP との違い

適用時にローカル GAAP を改正したことにより、IAS19 との違いはほとんどなくなった。

12 IFRS 適用時のトピック（苦労話など）

IAS19 に関するトピック（苦労話など）

IAS19 では、保険によって完全にリスクが取り除かれている場合に限り保険とされ、少しでもリスクが残っていれば保険されているとは取扱われない。オランダの小規模企業は、ほとんどの場合、保険会社の制度に加入しているが、これらの制度では、従業員への給付額がいったん企業に支払われる。これでは IAS19 でいう保険された給付には該当しないため、保険会社との契約は、年金資産として取扱われることになる。このような IAS19 の取扱いは、DB 制度の維持に悪影響を及ぼすのではないかと懸念された。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
 [回答]となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

13 IAS19のアクチュアリー業務に関する数理実務基準等について

IAS19の直接的な数理実務基準等の有無

なし。

一般的に実務上採用されている対応等について（代替方法、代替基準作成主体等）

数理コンサルティング会社内でディスカッションを行い、対応している。

位置づけ、拘束力、罰則等

—

その他の留意点

監査法人が属する協会には、監査人がクライアントやアクチュアリーとどのようにコミュニケーションするか、アクチュアリーから得られた計算結果を監査人としてどのように利用するかを定めた基準がある。この基準を遵守することは義務である。

14 数理コンサルティング会社に属するアクチュアリーの役割

退職給付会計の数理計算業務に対する関わり方

数理コンサルティング会社は、退職給付会計に関する数理計算業務のメインプロバイダーである。

財務報告書作成業務に対する関わり方

アクチュアリーは、必要な情報を与えることに努めている。顧客と意見が相違したときには、コンセンサスが得られるように、極力顧客とディスカッションすることに努めている。どうしてもコンセンサスが得られない場合は、レポートにその旨記載する場合もある。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

15 監査業務を担当するアクチュアリーの間与

退職給付会計の数理計算業務に対する関わり方

退職給付会計については、重要性に応じてアクチュアリーが監査業務に参加する。例えば、複雑な制度な場合等である。

財務報告書監査業務に対する関わり方

監査人と同じ観点で確認する。例えば、前提の決め方の適切性や前年との比較といった観点がある。

16 上記に属さないアクチュアリーの役割

存在の有無（多さ）、主な所在

個人経営のアクチュアリーが存在し、小規模企業向けのローカル GAAP の数理計算業務を行っている場合がある。

昨年、ローカル GAAP が改正されたことにより、掛金を費用処理することが選択可能となったため、このような数理計算業務は減少していくのではないと思われる。

17 退職給付会計業務に関するその他の関心事

現在の一般的な数理計算上の差異の処理方法

遅延認識が主流であるが、OCI 認識へシフトしている。

訴訟、損害賠償事例

アクチュアリーまたは所属する法人が訴訟を受けた事例は、聞いたことない。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

アクチュアリーが関与しない退職給付会計の数理業務

まれではあるが、アクチュアリーが全く関与しないケースもある。すなわち、重要性に乏しい場合には DC 制度と同様の会計処理を行う場合がある。

ローカル GAAP が改正されたことにより、掛金を費用処理することが選択可能となったため、今後はアクチュアリーが関与しない場合が今以上に多くなると思われる。

海外子会社の退職給付会計へのアクチュアリーの関わり方

数理計算上の前提に全体として矛盾がないように、全体を統括するアクチュアリーがチェックする。

投資家の退職給付会計の利用（企業分析への反映等）

—

IAS19 改正の公開草案に対する感想、意見

質問に対して、次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・ オランダでは、現在の IAS19 および今回の改正案のいずれについても大きな問題があると考えられている。今回の改正案に対しては会計士、アクチュアリー、経済界の連名で反対のコメントレターが出された。
- ・ 場合によっては、IAS19 からの離脱も視野に入れるべきだ。
- ・ 強い抗議行動は、オランダの企業にとっては年金制度からくるインパクトが大きいことや、財政運営と IAS19 の考え方に大きな乖離があることに本質的には由来する。
- ・ オランダは、EU において大国というわけではなく、通常のやり方では IASB で自らの意見が通らないことも多いと感じている。
- ・ 遅延認識を採用している企業が多いことから、遅延認識の廃止は重要なポイントである。
- ・ リスクシェアリングの制度における DBO 評価については、公開草案の記述が限定的すぎて、オランダの制度においてどのように扱えばよいのかがわからない。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

【参考】 リスクシェアリングに関する改定案（IAS19 公開草案 第64A 項）

Contributions by employees to the ongoing cost of the plan reduce the amount of the current service cost recognised as an expense by the entity. The present value of contributions that will be receivable from employees in respect of current service cost or past service cost are included in the determination of the defined benefit obligation. The measurement of the defined benefit obligation includes the effect of any requirement for employees to reduce or eliminate an existing deficit.

制度の継続的費用に対する従業員の拠出は、企業が費用として認識する当期勤務費用の金額を減少させる。当期勤務費用又は過去勤務費用に関して従業員から受取る拠出の現在価値は、DBO の算定に含まれる。DBO の測定には、従業員が既存の積立不足を減らすか又は解消するという要求の影響額が含まれる。

（翻訳は、ASBJ 公表の文書を IFRS 適用海外調査チームが若干加工したもの）

DBO 計算ソフトの状況

アクチュアリーが所属する会社が DBO 計算ソフトを購入し、それを用いて DBO の評価をするケースはあるが、企業（財務報告書作成者）自身が計算ソフトウェアを購入して自社の制度の DBO の評価を行う事例はない。

18 その他**年金制度管理に対する企業の関わり**

年金基金は企業から分離されている。年金基金の意思決定は、労使半数ずつで選出されたメンバーからなる基金のボードで行われる。会社の CFO が基金のボードの議長の場合もある。このボードの特徴は、議長にキャスティングヴォートがないことである。このため、不足金がある場合など、利害が対立するとなかなか対応が決まらないことがある。このような場合には、法に基づいて当局が基金に必要な意思決定を下すように強制することがある。

会社のボードメンバーが基金のボードメンバーになることもあるが、年金基金のボードメンバーは年金基金のこのみを考えて行動しなければならない、と法律で定められている。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

主に単独事業主制度では、年金基金のボードメンバーを母体企業のボードメンバーが兼務していることが多く、実態として年金基金が企業から完全に独立して運営されているとは言えない場合もある。

投資家の当期利益と包括利益に対する視線

質問に対して、次のような回答が得られた。

〔回答〕

包括利益には業績として評価されるもの以外のものが入っていることから、少なくとも現時点では当期利益が重視されている。

配当ルール・政策

配当ルールは単体の決算に基づくものであり、IFRS と配当は関係ない。



※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



スイス

1 訪問先

監査法人（2社）：Ernst & Young、KPMG

2 イールドカーブ

イールドカーブ推定方法

スイス国立銀行が公表している政府債のイールドカーブに、AA格の社債のスプレッドを反映する方法でイールドカーブを推定している。社債のスプレッドの水準は、概ね40bp～60bp程度であり、昨年よりは今年にかけて拡大している。

なお、推定方法は、5大数理コンサルティング会社によって合意された方法が用いられている。

イールドカーブ推定用データソース

次のようなものがある。

- ・スイス国立銀行
- ・Bloomberg

スイスでは長期の社債市場が潤沢ではないことから他のユーロ圏で用いられるiBoxx（Markit社の債券インデックス）は使用しないとのことである。

データソースの加工等

—

イールドカーブを推定する上で十分なデータ（量的、質的）がない場合の取扱い

スイスの社債市場は、期間7年ものまでが比較的潤沢であるため、7年まではデータを用いて社債スプレッドを推定している。7年より長期は外分補間により推定している。スプレッドは期間別に異なることもある。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



イールドカーブ推定者

イールドカーブは、各々の数理コンサルティング会社が毎月末に推定している。数理コンサルティング会社毎のイールドカーブの差異は概ね± 25bp 程である。

アクチュアリー会等の関与

5大数理コンサルティング会社が推定したイールドカーブに基づく期間10年、15年のイールドの平均値が、インターネットで公表されている。

3 割引率

割引率のスタイル（単一割引率か、イールドカーブ直接か）

単一割引率。

単一割引率算定方法（具体的手法）

具体的に回答のあった単一割引率を得る方法は、次のとおりである。

①インデックス法

イールドカーブを用いることなく、企業の年金制度の平均的な支払期間等（個別の制度の状況を反映して具体的に計算していない場合もある）に相当する「インデックスの利回り」を参考に割引率を設定する方法。ここで言う、「インデックスの利回り」とは、ある年限のAA格社債の取引実績の利回りや残存期間毎の債券インデックスの利回りを指す。

企業の年金制度の平均的な支払期間に対応する年限の優良社債の利回りの公表値がない場合には、最も近い公表値のある年限の優良社債の利回りにスイス国立銀行が公表している政府債のイールドカーブの情報を用いて、年限間のイールドの差を加えるという補正を行うこともある。

②イールドピックアップ法

企業の年金制度のデュレーションに対応するイールドをイールドカーブからピックアップして、割引率とする方法。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



③イールドカーブ等価法

イールドカーブを直接用いて計算した DBO と割引現価額が等価となる単一の利率を算定して、それを割引率とする方法。

デュレーションの見積りについて：

企業の年金制度のデュレーションを見積る方法としては、複数の利率により計算された DBO の変化率を用いる。

複数制度がある場合の取扱い

基本的には一つの割引率を使用する。極端に集団の人員構成が異なる場合などは個別に設定することもある。

割引率の開示方法

加重平均割引率を開示している。

割引率決定にあたってのアクチュアリー関与

アクチュアリーが企業に対して、割引率についてアドバイスや具体的な提示を行う。割引率は一つの値ではなく、適正な範囲として提供（例えば、2.5%～3.0%）されることがある。しかし、その範囲は、年を重ねるごとに狭まってきている。

なお、アクチュアリーが示した割引率が、企業に受け入れられないことは実際にはない。

金融危機時の金利環境、特殊対応、その後の対応の変化等

—

利息費用の計算方法

DBO × 単一の加重平均割引率、として算定する。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



4 インフレ率

インフレ率の推定方法

—

その他の留意点

スイスは経済環境が安定しており、インフレーションの前提に目立った変化はない。

5 経済的仮定の関連性

基本的な相互関係（長期的、理念的）

—

直接的な相互関係（短期的、実際の環境等）

スイスは経済環境が比較的安定的しており、昇給率、インフレ率、割引率の個々の合理性は意識されるが、相互関係については、強く意識されることはない。

6 死亡率

標準死亡率の状況

スイスのアクチュアリー会（SAA）が、5年ごとに死亡率表を作成している。

標準死亡率の形態

標準死亡率は、連邦政府が集計したデータに基づいて作成される。現在の標準死亡率には将来の改善が織り込まれていないが、2011年から適用される死亡率は世代別の死亡率となるため、将来の改善が織り込まれる見込みである。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



具体的な死亡率適用にあたっての工夫

標準死亡率表の改定は5年ごとに実施される。実務的には毎年の死亡率の改善を反映するため、一定の補正を施し使用する。

また、将来の改善については、標準死亡率に毎年一定率ずつ改善する等の補正を加えて使用している。2011年以降は、この作業は不要となる見込みである。

大企業では、企業別の補正を行うことがあるが、まれなケースである。

その他の留意点

退職率について：

大企業では個別企業の退職の実績に基づき算定するが、それ以外の企業は退職率の高さに応じた低・中・高の3種類の年齢別標準退職率を補正して利用している。なお、退職率は男女別に異なる率とはしていない。

7 簡便計算や近似値の利用、ロールフォワードについて

基本的な考え方

会計全般としての重要性の基準に基づき判断する。アクチュアリーとしての判断基準は特にない。

具体的な簡便計算やロールフォワードの実務（実務の流れ、判断基準）

IAS19の第51項に該当する近似値計算は行っていないと考えられている。

データ基準日について、大企業では計算基準日の3ヶ月前のデータを利用、中小企業ではもう少し近い時点でのデータを利用する。ただし、人員データが安定的である場合には、2年前のデータを使用することもある。

ロールフォワード（転がし計算）によって計算結果を評価基準日まで期間補正し、期末の割引率を反映するために金利感応度分析によるアジャストメント（補正）を行うのが一般的である。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



また、そもそも重要性が小さい場合には、ローカル GAAP と同様に掛金を費用とする会計処理を行うことがある。

8 バックローディング

バックローディングが発生するような制度の有無

次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・該当する制度はない。
- ・スイスの法令上の年金制度は累積型の年金制度であるため、全てバックローディングとして取扱っている。

具体的な対応

—

その他の留意点

期間帰属の考え方：

スイスでは、年金法令上の要件によるいわゆる元本（クレジット）に最低保証の配当利回りを付与したもの以上となるように設計・運営される累積型の年金制度が一般的であり、期間帰属方法としてストレートラインを用いている。

期間帰属計算のための「みなし加入日」の工夫：

スイスの法令上の要件で年金制度のポータビリティが求められるが、制度加入日をうまく引き継いでいないため、期間帰属計算に必要な「みなし加入日」が特殊な方法で算定されている。具体的には、期末時点の個人勘定残高から昇給指数、元本（クレジット）の実績などを用いて「みなし加入日」を逆算し、その日を用いて期間帰属を行っている。

例えばクレジットの高い会社から低い会社に転職したケースでは、みなし加入年齢が就労可能年齢よりも著しく低い年齢となる場合があるが、このような場合でも一般的にそのまま DBO 計算のデータとして利用している。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



9 IFRIC14

IFRIC14 を考える上で基本的な問題点

スイスでは、年金資産が事業主へ返還されることは法令上ないため、資産返還による制度の積立超過額は、利用可能な経済的便益とはなりえないことで決着している。

最低積立要件（MFR）は、何を意味しているのかわからないと言われているが、実務的には掛金の拠出義務として取扱われている。しかし、DBO の水準を大幅に越える積立水準の場合には、その拠出義務はないため、実質的には MFR により追加負債が計上されることはない。

スイスで専ら問題となっているのは、「掛金の減額として利用可能な経済的便益」の計算方法についてである。

現状の対応

Treuhand-Kammer（スイス公認会計士・税理士協会）の Working Party（4 大監査法人とアクチュアリーで構成される）が、IFRIC14 の実務対応を取りまとめたペーパー「IFRIC14 and Swiss Pension Plans」（Der Schweizer Treuhander 2008 年 8 月号）が、実質的に IFRIC14 の実務の拠り所となっている。

当該ペーパーには、経済的便益の問題に対する実務的な解決方法としての計算例が記されている。具体的な内容は次のとおり。①プランの終了時期はなく、永続するとし、②割引率も変化しないとして、経済的便益の金額を「勤務費用から貸借対照表日時点で期待される毎年度の掛金を控除し、その結果を割引率で除したもの（ただしゼロ以上の値）」とする（すなわち無限等比級数の和）。

その他の留意点

スイスでは税制上の損金算入のメリットを享受するため、最低限度以上の掛金を拠出する企業が多い。この結果 MFR 以上の掛金が前払い拠出されている。2009 年の IFRIC14 の改定で最低拠出掛金の前払いの取扱いが示されたが、これにより、スイスにおける前払い拠出掛金の取扱いが明確になった。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



10 ハイブリッドプラン

ハイブリッドプランの有無

ある。

ハイブリッドプランの内容

スイスでは年金法令上の要件によるいわゆる元本（クレジット）に最低保証以上の配当利回りを付与した額以上となるよう設計・運営される累積型の年金制度が一般的となっている。したがって、大半の制度がハイブリッドプランに該当する。

IAS19 で取扱う上での基本的な問題点

IAS19 の基準には、このような制度を想定した記載がない。

現状の対応

全てのプランで、ストレートラインによる計算を行っている。

その他の留意点

スイスの制度は DB プランとして DBO の計算を行っている。スイスの制度は全て従業員拠出があるため、DBO としては従業員拠出分を含めて全体評価を行い、費用から従業員拠出分を控除している。

11 IAS19 とローカル GAAP

ローカル GAAP の変遷

スイスのローカル GAAP では、掛金を退職給付に係る費用とする会計処理を行っている。

IAS19 適用時のローカル GAAP との違い

—

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目
〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



その他の留意点

スイスはEU非加盟国であるため、EU加盟国としてIFRSを適用する必要はない。しかし、2005年からスイス証券取引所に上場するほとんどの企業がIFRS又はUS-GAAPを適用する必要があることとなった。

12 IFRS適用時のトピック（苦労話など）

IAS19に関するトピック（苦労話など）

IAS19適用時に、スイスの年金制度はDBとして取扱うべきかDCとして取扱うべきかとの議論があったが、DBとして取扱うこととなり、現在、議論は収束している。

13 IAS19のアクチュアリー業務に関する数理実務基準等について

IAS19の直接的な数理実務基準等の有無

なし。

一般的に実務上採用されている対応等について（代替方法、代替基準作成主体等）

Treuhand-Kammer（スイス公認会計士・税理士協会）のWorking Party（4大監査法人とアクチュアリーで構成される）により作成されたインプリケーションがあるが、基準全てをカバーするものではない。将来的には技術ガイドラインのようなものが計画されることが期待される。

位置づけ、拘束力、罰則等

上記のインプリケーションはあくまでもWorking Partyがまとめたペーパーであり、デファクトスタンダードになっているが、違反した場合の罰則規定はない。

※ 「-」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



14 数理コンサルティング会社に属するアクチュアリーの役割

退職給付会計の数理計算業務に対する関わり方

—

財務報告書作成業務に対する関わり方

アクチュアリーと企業が合意に至らなかった時には、クライアントとディスカッションを行う。アクチュアリーが気になった点についてはアクチュアリーレポートの中で言及される。

割引率についてはアクチュアリーが具体的な提示を行っている。（割引率提供に関する専門家としての地位が確立されている印象を受けた。）

開示項目について、アクチュアリーはアクチュアリーレポートの中で言及し、関与している。

15 監査業務を担当するアクチュアリーの関与

退職給付会計の数理計算業務に対する関わり方

監査の観点からアクチュアリーが関わっている。

財務報告書監査業務に対する関わり方

①数理計算上の前提、②計算結果の正確性、③重要な変更がないかどうか、④データが網羅的か、⑤場合によっては監査法人による再計算結果と概ね合致するか、などを確認している。これらは重要性の観点から判断するが、一般的にスイス企業にとって年金制度の重要性は高い。

16 上記に属さないアクチュアリーの役割

存在の有無（多さ）、主な所在

大企業や生命保険会社では、自社が雇用するアクチュアリーが退職給付会計に関与している例がある。

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



17 退職給付会計業務に関するその他の関心事

現在の一般的な数理計算上の差異の処理方法

質問に対して、次のような回答が得られた。

〔回答〕

- ・ほとんどが遅延認識。ブルーチップ企業で OCI 認識が採用されている。
- ・従前は遅延認識のみ。現在も大半が遅延認識。近年は OCI 認識が増えてきている。

訴訟、損害賠償事例

—

アクチュアリーが関与しない退職給付会計の数理業務

—

海外子会社の退職給付会計へのアクチュアリーの関わり方

子会社の退職給付会計の詳細は、ローカルのアクチュアリーが担当する。連結財務諸表作成にあたっての重要性の判断は、本社の退職給付会計に関わるグローバルアクチュアリーが担当する。

投資家の退職給付会計の利用（企業分析への反映等）

—

IAS19 改正の公開草案に対する感想、意見

遅延認識を採用している会社が多くあるので、遅延認識を選択できなくなることの影響を懸念している。

即時認識に変わること、資本が充実していない会社は自己資本が小さくなり、財務制限条項を設けて資金調達をしている場合などでは、制限条項に抵触する可能性が高まるため、商業銀行に相談しなければならなくなるケースがあるかもしれない。

DBO 計算ソフトの状況

—

※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答



18 その他

年金制度管理に対する企業の関わり

—

投資家の当期利益と包括利益に対する視線

—

配当ルール・政策

配当は、ローカル GAAP に基づいて決められたルールに従う必要がある。ローカル GAAP では、スイスの年金制度は DC 制度と同様に会計処理されており、IFRS は配当ルール上影響がない。



※ 「—」となっている部分：インタビューが出来ていない項目

〔回答〕となっている部分：発言内容に一般性があるかどうか判断できなかったが、重要であると考えられる回答

調査報告
国際会計基準(IAS19)の適用に関する海外調査と示唆

2011年3月発行

発行者 社団法人 日本年金数理人会
〒108-0014 東京都港区芝4-1-23
三田NNビルB1F
TEL 03-5442-0208
FAX 03-5442-0700
